



# 年報と記録 2023



## 事業概要 1



**京都市消防局**

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT



京都市消防局

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

明日に伝えるかけがえのない京都

年報と記録

2023

## 事業概要 1

消防指導センターの配置

消防同意

消防用設備等

新型コロナウイルス感染症に係る消防局の取組

令和5年京都市消防出初式

民間企業と連携した消防広報

女性消防吏員の活躍推進の取組

特定事業主行動計画

火災から命を守る避難の指針

広報・広聴活動

市民防災センター

消防団の概要

消防職員・消防団員の教育

事業所の査察・防火管理・防災管理

文化財防火

宿泊施設に対する防火指導

鑑識の器材及び状況

危険物

高圧ガスの保安

液化石油ガスの保安

火薬類の取締り

住宅防火の推進と火災予防の取組

在宅避難困難者の防火安全対策

自主防災組織の育成・市民防災指導

外国人を対象とした防火・防災指導等



# 消防指導センターの設置

## ■ 概要

令和5年4月1日から「消防指導センター」を消防局本部に設置し、これまで各行政区の消防署で行っていた消防用設備等に関する申請・届出・相談・検査等の業務と、消防局本部（消防同意事務センター）で行っていた消防同意に係る業務について、今回新たに設置した「消防指導センター」に集約しました。

これにより、新築建築物等の事前相談から消防用設備等の完成検査までを一貫して行うことができるようになり、業務の効率化及び利用者の利便性の向上を図ります。

## ■ 設置場所

京都市消防局本部庁舎 1階

## ■ 受付時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時（土、日、祝日及び年末年始除く）

## ■ 人員体制

消防指導センター長以下44名

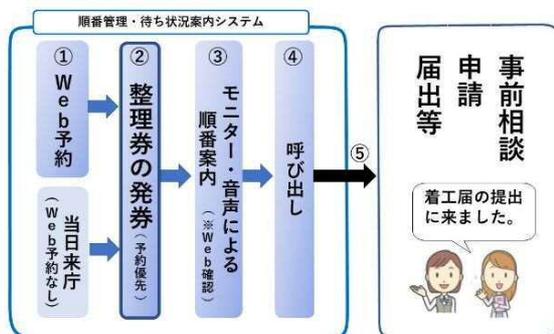
担当	対象行政区
設備第一	左京区・下京区
設備第二	北区・上京区・伏見区
設備第三	中京区・山科区・右京区
設備第四	東山区・南区・西京区
消防同意	全行政区



申請・相談等の様子

## ■ 順番管理・待ち状況案内システム

当システムの導入により、WEBサイトから事前相談等の予約や、窓口の混雑状況の確認ができるようになりました。



※Web確認：待ち状況をWebサイトにより御確認いただけます。



来庁者の受付



混雑状況の確認（スマートフォン画面）

# 消 防 同 意

消防法第7条及び建築基準法第93条では、消防同意制度を定めており、建築物の計画段階から消防機関が防火の専門家として、建築確認申請書等の審査を行い、防火対象物の火災予防上の安全性の確保や火災が発生した際の被害軽減を図っています。

## 消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して、建築確認を受けることになります。その際に、建築主事及び指定確認検査機関は防火の専門家である消防長又は消防署長の同意を得る必要があります、これを「消防同意」といいます。

なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

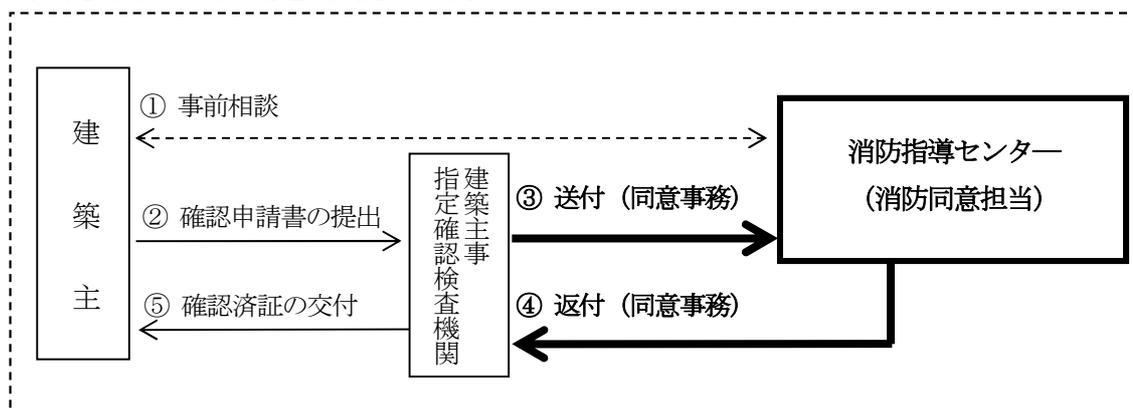
## 消防指導センター

京都市消防局では、それまで京都市内の各消防署で行っていた消防同意事務を令和2年度から消防局で一元化し、「消防同意事務センター」として運用を開始しました。

令和5年度からは、各消防署で行っていた消防用設備等に係る事務の一部についても集約して、新たに「消防指導センター」を開設し、消防同意事務についても、同センター内で行うことにしました。

同センターでは、京都市内で建築される建築物の計画・設計時の消防同意に係る事前相談や、建築主事又は指定確認検査機関から送付される建築確認申請書について、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

## 確認申請及び同意事務の流れ





# 消防用設備等

防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防止し、建物利用者にいち早く火災を知らせ、119番通報、初期消火、避難誘導等を安全・確実に行えるよう、消防法及び京都市火災予防条例では、消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

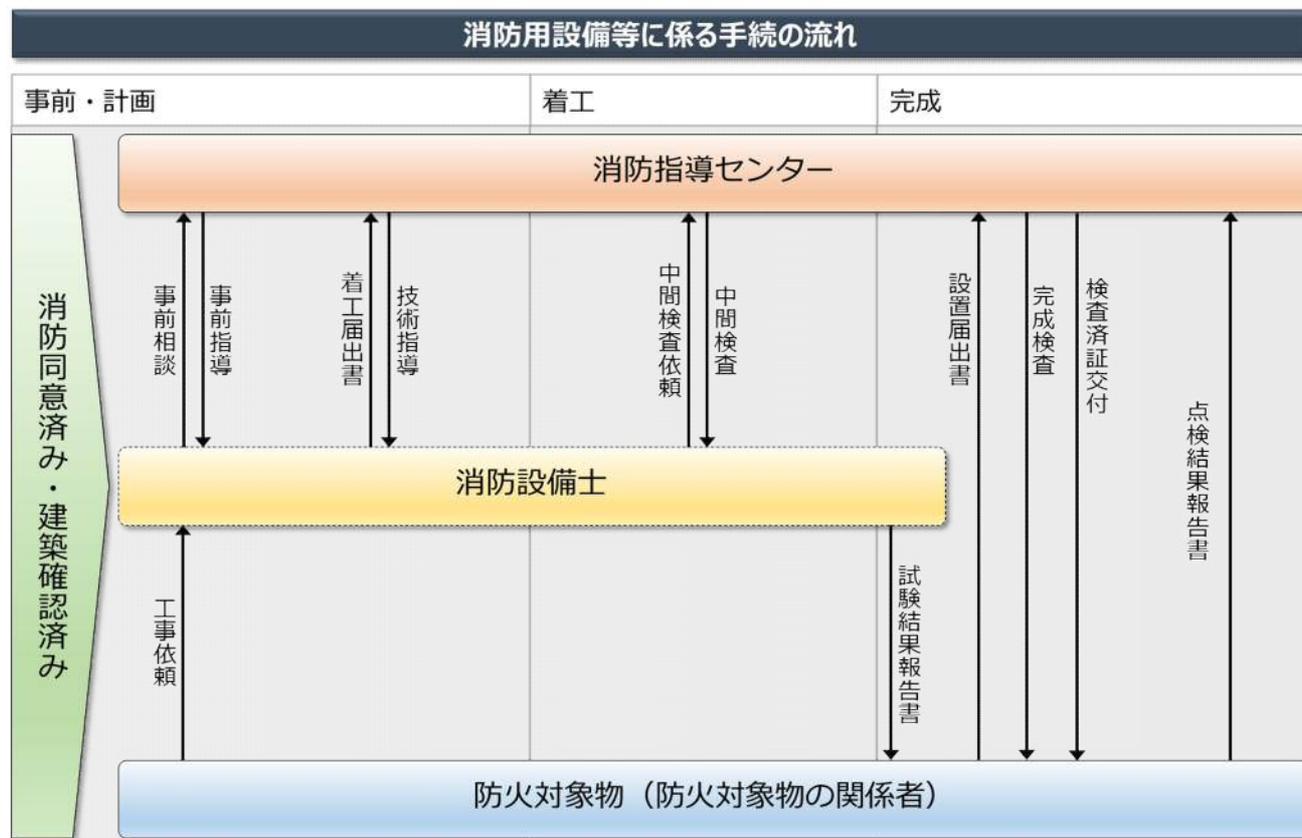
## 消防用設備等の設置指導

屋内消火栓設備や自動火災報知設備などの消防用設備等の設置について、防火対象物の新築、増築、改築等の計画段階から相談を受けるとともに、着工前に消防設備士が提出する着工届出書に基づき審査し、消防用設備等が適正に設置されるよう指導します。

着工後は、完成後に確認できない壁や天井の内側等の箇所を中心に中間検査を行い、着工届出書のとおり適正に施工されていることを確認します。

工事が完了すれば、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置届出書を提出することとされており、設置届出書の届出に基づき消防機関は完成検査を行います。検査の結果、当該消防用設備等が法令に適合していると認められるときは検査済証を交付します。

消防用設備等が設置され、使用されるようになった後、防火対象物の関係者は、消防用設備等を定期的な点検し、点検結果報告書により消防機関へ報告することとされており、消防署では提出された点検結果報告書の内容に基づき、消防用設備等の適正な維持管理を指導します。

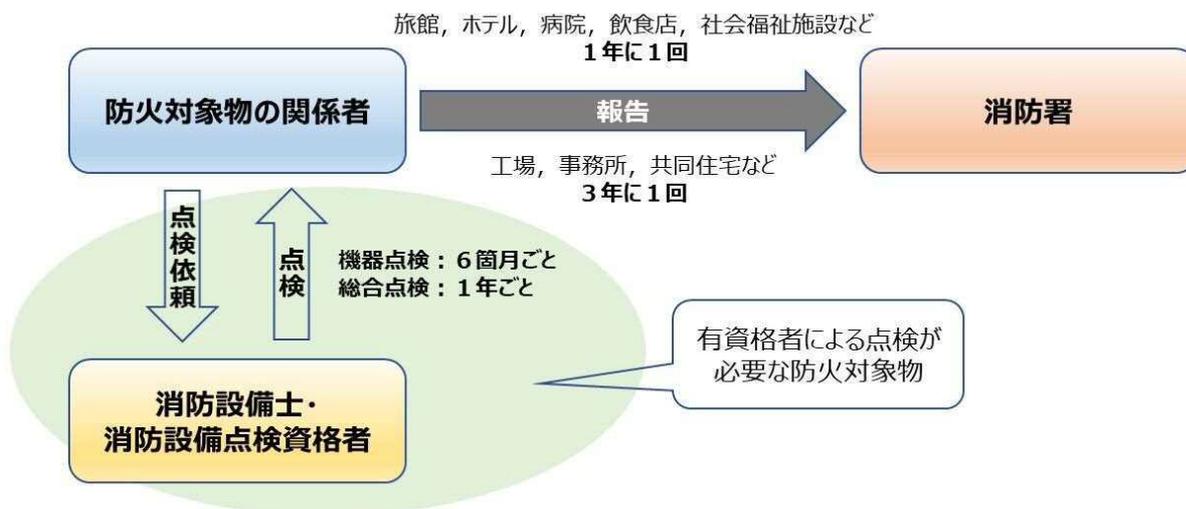


## 消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があり、そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者に、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する建物で直通階段が2以上設けられていないもの。）では、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。

### 消防用設備等の点検及び報告



## 防災物品と防災製品

劇場、旅館、ホテル、病院、福祉施設、飲食店等のカーテン、じゅうたん、どん帳、布製ブラインド、舞台上で使用する大道具用の合板、工事中の建築物で使用する工事用シートは、消防法により防災物品を使用することとされています。

また、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類は、京都市火災予防条例により防災性能を有するもの（防災製品）とするよう努めることとされています。

防災製品には、衣類、アームカバー、自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり、炎が接しても急に燃え広がらない性能が、火災予防に役立っています。

防災加工したのものには、次のラベルが付いています。

- ◆ 防災物品  
カーテン、暗幕、どん帳、合板、布製ブラインド、じゅうたん等



- ◆ 防災製品  
寝具類（敷布、カバー類、ふとん類、毛布類）、テント類、シート類、幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服、アームカバー、布張家具類、自動車・バイク等のボディカバー等





# 新型コロナウイルス感染症に係る消防局の取組

令和2年1月に京都市内で初めての感染者が確認されて以降、京都市内においても感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常的な感染防止措置を含む事前対応から、業務の継続にかかる要員の確保計画など、あらゆる取組を実施してきました。さらに、通勤での混雑を避けるための早出遅出勤務制度や在宅勤務の実施などについては、業務継続に対する対応だけではなく、柔軟な働き方推進の観点からも、新たな働き方への恒久的な制度となりました。

今後も、必要な消防力を速やかに確保し、市民のために質の高い消防行政サービスを提供し続けていくための職場となるよう、取り組んでいきます。

## 新型コロナウイルス感染症に対する救急体制

### ■ 感染防止対策

救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の流行前から、全ての救急現場活動において、感染防止衣、マスク等を着用し、万全の感染防止対策を実施しています。

感染防止用器材には、マスク、使い捨て手袋、消毒薬などがありますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、世界的に感染防止用器材の需要が増加し、継続的な調達が困難となりました。そのため、令和2年度に備蓄基準を見直し、感染防止器材の備蓄量を増加しました。

また、救急車内の消毒を行うオゾンガス式除菌器を、市内の各消防署等に合計14台整備し、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、更なる安全性の確保に努めています。

### ■ 新型コロナウイルス感染症患者対応

新型コロナウイルス感染症患者の対応は、京都府や保健福祉局等と連携し、緊急性の高い患者や保健福祉局の移送能力を超えるような状況が生じている場合は、感染防止対策を実施し、救急隊による患者等の移送にも対応しており、令和4年度中に1,500人以上の新型コロナ陽性者を救急搬送しています。

また、搬送先の病院が決まらないことで現場活動時間が長くなる救急搬送困難事案については、各医療機関や京都府医師会等と連携し、府入院医療コントロールセンター入院待機ステーションとの情報共有を密に行うことにより、早期の受入れ先確保に努めています。

### ■ 特設救急隊の編成

新型コロナウイルス感染症の流行期に、救急出動件数や救急搬送困難事案（受入交渉4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案）が増加して、出動できる救急隊が少なくなることへの対応として、救急要請の多い昼間に臨時で救急隊を増隊し対応しています。

編成期間	特設救急隊の編成数
第7波対策 令和4年7月23日～同年9月13日 (53日間運用)	最大5隊編成 7/23-7/26 1隊 (4日間) 7/27-7/31 2隊 (5日間) <u>8/1-8/29 5隊 (29日間)</u> 8/30-9/6 3隊 (8日間) 9/7-9/13 2隊 (7日間)
第8波対策 令和4年12月5日～令和5年2月11日 (69日運用)	最大5隊編成 12/5-12/20 1隊 (16日間) 12/21-12/24 2隊 (4日間) <u>12/25-1/28 5隊 (35日間)</u> 1/29-2/11 2隊 (14日間)

## ■ 複数病院の同時受入交渉

救急医療のひっ迫により、受入先がなかなか見つからない場合の対策として、受入交渉回数が長時間となる場合に、複数の医療機関に傷病者の情報を一斉送信し受入交渉を行うシステムを運用しています。

## 新型コロナウイルス感染症に対する働き方改革の取組概要

### ■ 早出遅出勤務制度

始業時刻及び終業時刻を30分若しくは1時間繰り上げ、又は繰り下げることができる制度です。

#### 【運用開始時期】

令和2年8月1日～

#### 【対象職員】

全職員（24時間勤務の交替制勤務職員を除く。）

#### 【目的】

- ・ 職員の多様で柔軟な働き方の更なる推進
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止

### ■ 「多様で柔軟な働き方の推進及び業務継続性の確保を目的とした在宅勤務」の実施

職場パソコンをリモートアクセスにより操作する在宅勤務パソコン及び私物パソコンを活用した在宅勤務を実施しています。

#### 【運用開始時期】

令和2年9月1日～

#### 【対象職員】

- ① 育児中の職員（中学校就学前の子を養育する職員）
- ② 配偶者又は2親等以内の親族を介護する職員
- ③ 障害のある職員
- ④ 基礎疾患のある職員
- ⑤ 妊娠中の職員
- ⑥ けがや病気等で在宅勤務が適当であると認められる職員
- ⑦ その他所属長等が必要と認めること。

#### 【目的】

- ・ 職員の多様で柔軟な働き方の推進、育児や介護等との両立を支援
- ・ 消防局の業務継続性の確保

## 新型コロナウイルス感染症に対する業務継続計画の構成

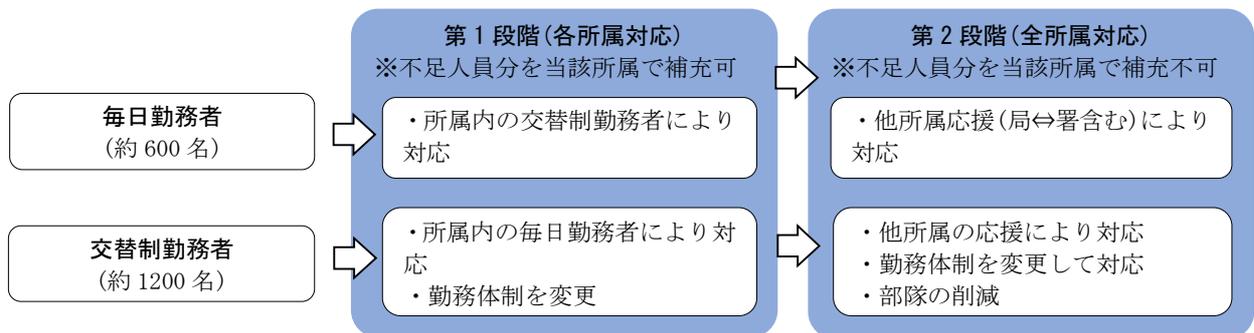
### ■ 初動対応

職員が感染した場合や濃厚接触者となった場合など、予想されるパターンごとに自宅待機措置や庁舎内の消毒の要否について、一覧で記載しました。

また、日常的な感染防止措置を含む事前対応から、職員が感染した場合の連絡体制、当該職員に対する措置内容、庁舎内の消毒方法など、各所属が実施する事項を網羅的に示しました。

### ■ 業務継続

職員が感染した場合、当該職員とは別に一定数の職員が濃厚接触者等として出勤できなくなることから、業務継続に係る要員確保の方法を段階的に示しました。



また、消防指令センターや予防部指導課など、特別な業務経験が必要な所属については、過去の経験者を事前に指名するなど個別の業務継続計画を策定しました。

### ■ 新型コロナウイルス感染症に係る基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症は新たな感染症であり、感染力や毒性などについて明確な知見がないことから、感染予防や消毒の方法、濃厚接触者の定義など、様々な情報が変動してきました。

そこで、業務継続計画の前提となる新型コロナウイルス感染症に係る基本的事項について、厚生労働省や関係機関の示す資料、保健福祉部局の助言等を取りまとめた資料を職員向けに示し、随時更新するとともに、実際に消防局内で感染者が発生した際の所属内の対応経過等について、具体的な対応例を示し、周知を行いました。

# 令和5年京都市消防出初式



京都市消防局では、1年間の無火災と市民の皆様の安心・安全を願い、毎年1月に「消防出初式」を実施しております。令和5年についても、コロナ禍での開催を踏まえ、感染拡大防止に十分に配慮しながら、令和4年開催に引き続き、京都市消防活動総合センターにおいて、あらゆる災害に立ち向かう「京都消防」の力強さを披露しました。

また、本年は3年ぶりに、自主防災組織や自衛消防隊、ジュニア消防団員や幼年消防クラブの子供たちが参加し、市民パレードを通じて、来場された市民の皆様に対して防火啓発を呼び掛けられたほか、京都橘大学吹奏楽部にも式典中、華やかな演奏を披露していただきました。

## 実施概要

### 1 実施日時

令和5年1月8日（日）午前10時00分～同11時30分

### 2 実施場所

京都市消防活動総合センター

### 3 実施内容

車両・徒歩分列行進（消防職員・消防団員）

市民パレード

京都橘大学吹奏楽部特別演奏

消防部隊による警防訓練 等

### 4 参加車両等

消防車両30台 ヘリコプター1機

### 5 参加者

消防職員・消防団員 約650名

自主防災会員 約200名

自衛消防隊員 約50名

ジュニア消防団員 約150名

幼年消防クラブ員 約50名

## 式典の様子

○分列行進（消防職員・消防団員）



○部隊観閲・挨拶（門川市長・井上消防局長）



○京都橘大学吹奏楽部特別演奏



○市民パレード



○消防部隊による警防訓練



○終了報告（名畑消防局次長）



〈動画のリンク〉

<https://youtu.be/dvkXX-Hoi4c>

二次元コード



# 民間企業と連携した消防広報



## ■ 消防車のパッケージ、防火のイラストのハッ橋を期間限定で販売

春の火災予防運動の期間中（3月1日～同7日）に、京都の伝統的なお菓子である京銘菓「聖護院ハッ橋」を防火ロゴやイラストでデザインし、パッケージも消防車としたコラボ商品を製作しました。聖護院ハッ橋総本店 本店等4店舗において販売するとともに、店内に防火パネルを展示し、来客者へ防火を呼び掛けました。



琴の形に焼き上げた、昔ながらのハッ橋に、防火ロゴ・消防局エンブレム・はしご車・公式キャラクターなど14種類を型刷りし、子供から大人まで喜んでもらえるようにしました。

## ■ 京都サンガF.C.の試合前イベントで、「#7119」をPR

京都サンガ F.C.のホームスタジアムであるサンガスタジアムで行われた試合前のイベントにブースを出展し、京都市だいが学園が作った焼き菓子を販売し、購入客等に「#7119」の普及啓発を行いました。



焼き菓子のパッケージに、救急の電話相談窓口「#7119」のシールを貼り、購入客に普及啓発を行いました。

## ■ 女性消防士のリアルを描いた動画を配信

京都市消防局では、女性も普通に消防士として働いていることを多くの人に知っていただくため、京都芸術デザイン専門学校に「女性消防士大募集」をテーマにしたショート動画を制作していただき、その動画を京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」や京都市消防局公式SNSで配信することで、女性消防士の採用募集を呼び掛けました。





# 女性消防吏員の活躍推進の取組

## 取組の概要

女性の活躍推進は、国の成長戦略でも重要な柱として多様な政策が講じられています。

総務省消防庁では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」での検討結果を踏まえ、全国の消防吏員に占める女性の比率を令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標として設定したほか、様々な施策に取り組んでいるところです。

京都市消防局では、平成 5 年に初めて女性消防吏員を採用してから、30 年を迎えました。採用当初は予防業務などの毎日勤務のみであった職域も、女性消防吏員に係る深夜業の規制を解除する法令改正などを受けて、交替制勤務である救急隊や消防指令センター、指揮隊と順次拡大しました。平成 28 年度には、管理職への登用及び消防隊への配置。平成 30 年度には、緊急消防援助隊として被災地に派遣するなど、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を進めています。

### ■ 女性吏員を対象とした交流会「サロン（茶・論） TSUNAGU」の開催

消防局では、女性職員同士が仕事と家庭の両立に関することやキャリア形成について話し合う意見交換会「サロン（茶・論） TSUNAGU」を開催しました。

意見交換会では女性同士の意見交換に加え、女性活躍状況の把握や課題分析をするため、消防局長との意見交換も実施しました。

今後も女性職員同士の絆をつなぎ、女性が働きやすい職場作りを目指していきます。



### ■ 女性消防吏員比率の目標設定

総務省消防庁において、令和 8 年度当初までに全国の消防吏員に占める女性の比率を 5%に引き上げることを共通目標とされたことを受け、消防局では、それを上回ることを目標としています。令和 5 年 4 月 1 日現在、消防局における女性消防吏員の比率は 5%となっており、引き続き、女性の採用試験受験者数の増加等を図ります。

# 特定事業主行動計画

## 取組の概要

平成29年2月に京都市消防局特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」を改訂し、「男女が共に、仕事でも家庭でも活躍できる職場づくり」に取り組んできました。

その結果、子育て中の職員が仕事と子育てを両立しやすい職場づくり、女性職員が能力を十分に発揮して活躍できる職場づくりを着実に進めることができました。

今後も市民のために質の高い消防行政サービスを提供し続けていくためには、これまで以上に、全ての職員が意欲と能力を発揮できる職場環境づくりを進める必要があります。

そこで、令和2年11月に改訂した本計画では、「働き方の見直し」、「男性の家庭での活躍推進」、「女性の職場での活躍推進」、「全庁的な意識改革と職場風土の醸成」の4つの視点からの取組を一体的に推し進め、「全ての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくり」を進めていきます。

### ■ 男女が共に、家庭でも仕事でも活躍できる職場にするための数値目標

【消防吏員に占める女性吏員の割合6.0%以上】※令和8年度当初

現場では、平成5年に女性消防吏員の採用を開始して以降、継続的に女性消防吏員の採用に取り組んできた結果、消防吏員に占める割合は、令和5年4月1日現在において5%となっています。今後も女子学生を対象とした就職説明会を開催するなど、女性採用試験受験者数を増やすことで、女性消防吏員の増加を図ります。



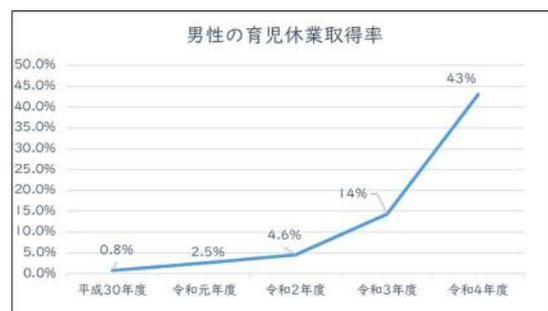
【管理職員に占める女性消防吏員の割合5.0%】※令和7年度当初

女性消防吏員の管理職員への登用推進について、引き続き重点的に取り組めます。



【男性職員の育児休業取得率10%】※令和6年度中

取得目標は達成しましたが、更なる職場の意識改革や各制度の周知徹底を通じて、男性職員の育児休業及び育児に係る休暇等の取得を促進します。



# 火災から命を守る避難の指針



## 火災から命を守る避難の指針の策定

### ■ 指針策定の目的

京都市消防局では、令和元年7月に多数の死傷者が発生した伏見区桃山町の火災を踏まえ、「火災から命を守る避難の指針」を策定しました。



消防局では、火災から避難された方々への聴き取りや、消防庁消防研究センターと共同で作成した火災シミュレーションを基に、本火災における出火直後の建物内での避難行動について分析・検証を行いました。

本指針は、これまでから示してきた避難行動のあり方に、この分析・検証結果から得た新たな対策を組み込んだもので、通常の火災に加え、避難経路や避難時間が限定された火災に遭遇した際に命を守ってもらうための避難行動の指針となっています。

事業所へは査察、訓練指導等、また、市民や入浴者の皆様には、イベント、防災訓練、市民防災センター等において広く周知し、そして、全国において本指針に掲げる避難対策、避難行動がスタンダードとなるよう、広く発信します。

伏見区桃山町の事業所火災における  
避難行動の分析・検証を実施

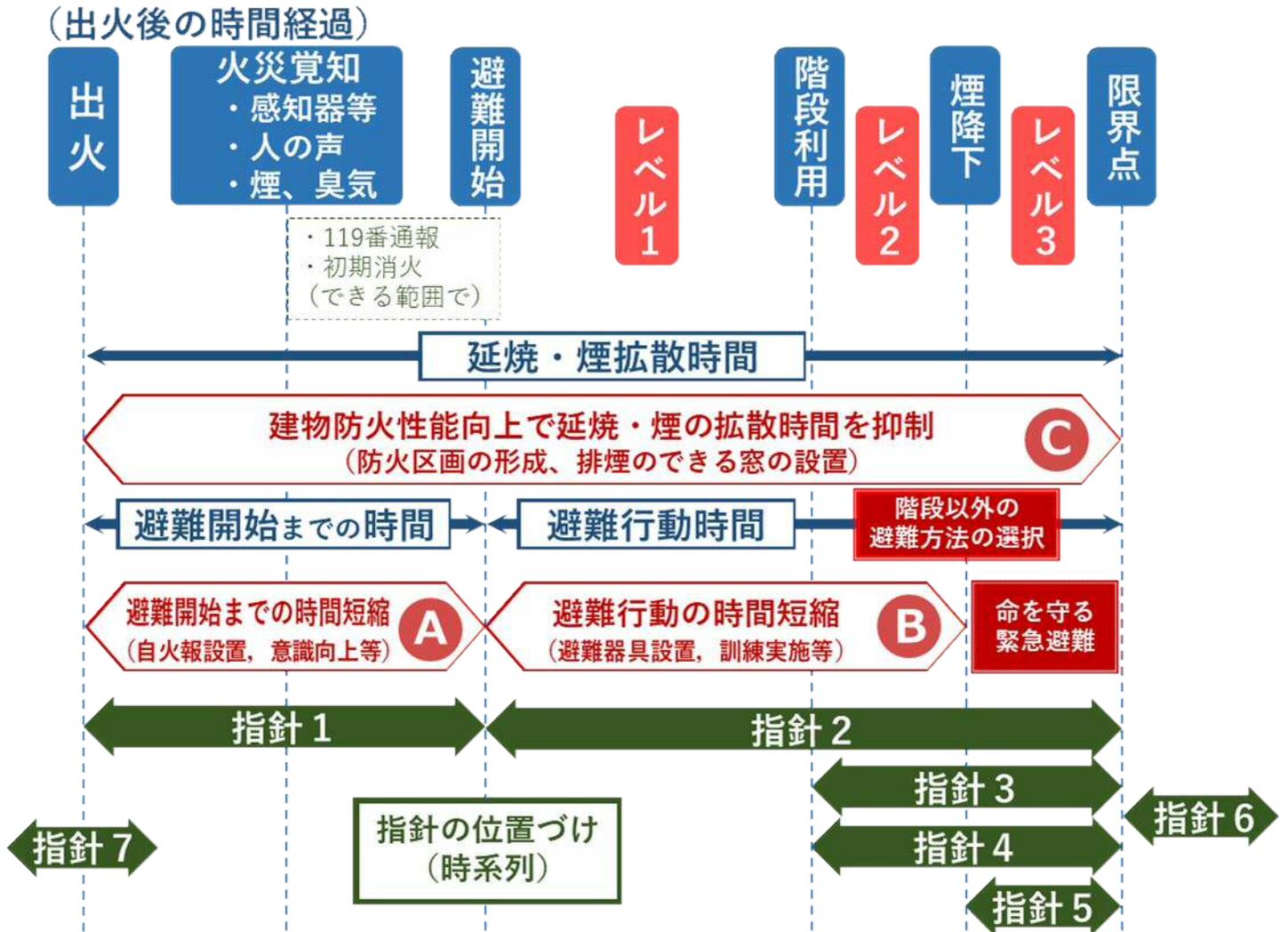
火災から命を守る避難の指針  
(7項目の「指針」に、11項目の「知恵」で構成)

### ■ 火災人命危険レベルの設定

火災人命危険レベル	火災人命危険状況	主な避難行動の例
レベル1	階段に煙がなく使用可能な状況	<b>階段を利用して地上、下階へ避難</b> ○ 階段が複数ある場合は、煙が流入していない階段を選択して避難
レベル2	階段が煙により使用できない状況	<b>階段以外からの避難等</b> ○ 窓、ベランダ等、外気に触れる場所への避難（救助を求める） ○ 窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○ 一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める）
レベル3	階段及びフロア全体に煙が流入し、避難者自身が煙に覆われ危機的な状況	<b>煙に覆われた状態からの脱出</b> ○ 身を低くして最小限の呼吸で、冷静に避難 ○ 光や壁を頼りに窓、ベランダ又は直近の一時避難スペースを検索、避難 <b>階段以外からの避難等</b> ○ 窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○ 一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める） ○ 窓、ベランダ等から、ぶら下がり避難（2階に限る）

■ 指針の方向性及び要点

火災の分析・検証結果から、迅速な避難のためには、出火から避難開始までの時間短縮（A）、避難行動時間の短縮（B）、延焼・煙拡散時間の抑制（C）が重要な要素と考えました。



## ■ 火災から命を守る避難の指針

<b>指針 1 火災を早く知る手段の確保と早期の避難行動の開始</b>	
知恵 1 何らかの異状を感じたら即行動を起こす	
知恵 2 とにかく早く避難行動を開始する	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな物音等を聞いたらすぐに確認する等の行動を開始 【レベル 1】</li> <li>「火事だ！」だけではなく、「消火は無理だ。今すぐ逃げろ！」等の具体的な行動を示す声掛け 【レベル 2、3】</li> </ul>
<b>指針 2 煙が流入しない安全な避難経路（階段）の確保と冷静な避難行動</b>	
知恵 3 自分の火災人命危険レベルを判断	
知恵 4 煙を建物の内部に広げず、有効な避難経路（階段）を確保	
知恵 5 広がった煙を建物の外部へ逃がす（有効な煙の排出ルートをつくる）	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内階段の防火区画等の形成</li> <li>ドアクローザ等を設置し、扉が自動的に閉鎖する機能を設ける</li> <li>階段室の扉等は、避難の際に「開放状態」にしない 【レベル 1～3】</li> <li>早期に外気に面した窓を開放（排煙の実施） 【レベル 1～3】</li> </ul>
<b>指針 3 窓、ベランダ等から屋外へ逃れる手段の確保</b>	
知恵 6 階段で逃げられないことも想定する（ベランダ、窓、 <sup>ひし</sup> 庇等を用いた避難）	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難はしご等の避難器具の設置</li> <li>ベランダや窓から地上へのぶら下がり避難（2階に限る） 【レベル 2、3】</li> <li>避難に時間が掛かる場合は、分散しての避難 【レベル 2、3】</li> </ul>
<b>指針 4 煙から逃れ一時的に避難できる場所の確保</b>	
知恵 7 建物内に一時避難スペースを設け、消防の救助等を待つ	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙から逃れ一時避難できる「一時避難スペース（エスケープエリア）」の設定</li> <li>一時避難スペース（エスケープエリア）への避難（煙の侵入を防ぐ目張りの実施、外部へ助けを求め、救助待機） 【レベル 2、3】</li> </ul>
<b>指針 5 煙や炎に覆われるなど危機的状況下における対策</b>	
知恵 8 サバイバル方法の習得	
知恵 9 人間の行動特性（思考力、判断力の低下）を踏まえた対策	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着衣着火時のストップ・ドロップ&amp;ロールによる消火 【レベル 3】</li> <li>視界不良の煙に覆われたときのパニックコントロール 【レベル 3】 （STOP&amp;GOルール<sup>1</sup>の習得（Stop 止まり、Think 考え、Observe 観察し、Play(Plan)&amp;Go 行動する）</li> <li>窓でのサバイバルポジション（窓から上体を出し「くの字」） 【レベル 3】</li> </ul>
<b>指針 6 避難後の命を守る行動</b>	
知恵 10 避難後は決して戻らないことを前提とした事後体制の構築	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全避難者の人数確認、負傷者への応急手当の実施</li> <li>屋外から避難者への支援（救助、消火等）を可能な限り行う</li> </ul>
<b>指針 7 放火等防止のための防犯対策の徹底</b>	
知恵 11 放火等による出火防止の体制づくり	
<b>主な 対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者の侵入を防ぐ（施錠管理の徹底、警備員の配置）</li> <li>放火行為等の防御を行う余裕がない場合の早期避難</li> </ul>

## 火災から命を守る避難の指針の周知

### ■ 火災から命を守る避難の指針のリーフレット

策定した「火災から命を守る避難の指針」及び「事前対策及び具体的な避難行動（知恵）」の内容を、事業所におけるそれぞれの勤務場所等で、火災時の避難行動をイメージし、訓練して備えていただくことを目的として作成しました。



### ■ 火災から命を守る避難の指針啓発動画

策定した「火災から命を守る避難の指針」及び「事前対策及び具体的な避難行動（知恵）」の内容を、事業所及び市民に対して広く啓発するために、令和2年度に効果的な啓発動画を制作しました。

動画は、令和2年11月5日から京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」において、動画が視聴できるようにしています。（令和5年3月31日時点で総集編が約71,000回視聴されています。）

<動画リンク> [https://youtu.be/dL\\_1AnraIiY](https://youtu.be/dL_1AnraIiY)



### ■ VR機器

VR体験を通じて臨場感のある火災を疑似体験し、火災の恐ろしさを再認識し、万が一の火災に対する日頃の備えについて考えていただきます。（市民防災センターにて体験することができます。）





市民の皆様と共に、消防行政を効果的に推進するため、日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報などをタイムリーに提供して、消防行政への理解と協力が得られるよう、積極的な広報・広聴活動を実施しています。

## 主な広報活動

### ■ 報道機関や市民しんぶん等を通じた広報

各種事業や防火防災行事等について、新聞・テレビの報道機関への広報発表や市民しんぶんへの掲載を行っています。

### ■ インターネットによる情報発信

平成9年7月に消防局ホームページを、平成22年1月には消防局ホームページモバイル版を開設し、防火・防災情報の発信を行っています。市民の皆様にとって更に使いやすく見やすいものとするため、音声読上げ、文字拡大、配色変更などの機能を有し、高齢者や障害のある方々にも使いやすいように更なる充実を図り、防火・防災情報をあらゆる市民の方々への確に発信するよう努めています。また、平成25年10月からは消防局フェイスブック及びエックス（旧：ツイッター）を開設し、令和3年12月からは消防局インスタグラム開設し、タイムリーな情報発信を行っています。

トップページのバナーには、タイムリーな情報を配信中



京都市消防局ホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/>



京都市消防局インスタグラム

<https://www.instagram.com/kyotoshobo/>



京都市消防局エックス（旧ツイッター）

<https://twitter.com/kyotoshobo/>



京都市消防局フェイスブック

<https://m.facebook.com/100080643224693/>

## ■ 印刷物やビデオ等を通じた広報

防火運動の推進や防災知識の普及啓発等を積極的に行うため、消防局や消防署でポスター、ビラ、リーフレット等の印刷物を作成し、防火・防災行事など様々な機会に活用しています。

また、京都市消防局の紹介動画など作製したあらゆる動画を、京都市公式 YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」で配信し、消防局ホームページで紹介しています。

▶消防局ホームページ「動画一覧」<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000198633.html>

さらに、動画を消防署や市民防災センター等において上映することで、広く市民の皆様には防火・防災を呼び掛けています。

## ■ 災害情報自動案内システム

平成 27 年 5 月から、災害情報自動案内システムの運用を開始し、災害発生場所等の情報を京都市消防局のホームページに掲載しています。



## ■ 国際交流・視察研修等

各種団体や国内外の行政関係者などによる消防庁舎、機械器具、組織運営等についての視察研修を受け入れ、消防防災業務を分かりやすく説明し、当局の消防行政への理解と認識が深まるよう努めています。



## 主な広聴活動

京都いつでもコール、市長への手紙をはじめ、Eメール、防火防災指導等を通じて市民の皆様から寄せられた問合せや要望、苦情等を受け付けています。



災害から生命や暮らしを守るためには、市民の皆様一人一人が、普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、人づくりに努めることが大切です。

市民防災センターは、市民の皆様へ、災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身につけていただき、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として、平成7年9月1日に開館しました。また、よりタイムリーな情報発信につとめており、令和3年11月にホームページをリニューアルしました。

## 市民防災体験の科目と内容

### ■ 体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等について紹介します。
強風体験室	強風発生装置により、風速 32 メートルの強風下における行動の困難性を体験します。
地震体験室	震度7までの横揺れの体験や、緊急地震速報と連動した地震を体験し、地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えていただきます。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し、訓練用消火器や屋内消火栓により消火方法を学びます。
都市型水害体験コーナー (4Dシアター)	4D（立体映像＋座席振動）で地下街への浸水の恐怖を表現し、水災害発生時の行動について考えていただきます。
土砂災害体験コーナー	土砂災害学習コーナーでは土砂災害の危険性とメカニズムを学び、リアルシアターでは土砂災害の様子を迫力ある映像で体験していただきます。
V R 体験 (住宅火災体験)	VR 体験を通じて臨場感のある火災を疑似体験し、火災の恐ろしさを再認識し、万が一の火災に対する日頃の備えについて考えていただきます。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル、共同住宅など様々な設定できる模擬建物内で火災発生時の行動手順についての総合的な訓練を行います。
くらしの安全コーナー (応急手当体験)	救急訓練人形を使用して、応急手当の要領を実習します。



地震体験室



4D シアター 迫りくる地下街の恐怖



土砂災害体験コーナー



V R 体験（住宅火災体験）

## ■ 自由体験コーナー



都市型水害体験コーナー



消防ヘリコプター



キッズ・ファイヤーランド

## 各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や、応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習（新規講習・再講習）
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習（新規講習）
- 防火・防災管理講習（新規講習・再講習）
- 自衛消防業務講習（新規講習・再講習）
- 防火対象物点検資格者講習（本講習・再講習）
- 防災管理点検資格者講習（新規講習・再講習）
- 応急手当普及員講習（本講習・再講習）
- 普通救命講習
- 上級救命講習



## 京都市市民防災センターホームページ



「見る」「聴く」「触れる」「感じる」

**KYOTO 京都市市民防災センター**  
**BOSAI** Kyoto City Disaster Prevention Center

京都市市民防災センター



京都市の消防団は、各行政区に設けられた 11 の消防団とおおむね学区単位に設けられた 205 の分団をもって組織されています。また各消防団本団には特定の活動を行う機能別団員である機甲班、応急救護班、予防広報班、ジュニア消防団指導班及び大規模災害対応班等が設置されています。

消防団は、消防局との力強い連携により、火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民の防火・防災に対する意識と対応力を高めるため、昼夜を分かたず活動しています。

## 消防団のあゆみ

江戸時代、京都には、主に禁裏（御所）の防衛に当たっていた「常火消し」と各町で組織されていた「町方火消し」があったといわれています。この「町方火消し」が明治 9 年に「消防組」、昭和 13 年ごろから「警防団」に改組され、昭和 23 年に「消防団」となって今日に至っています。

このように、京都市の消防団は、その前身となる町方火消しが誕生してから 300 年余りの長い歴史と輝かしい伝統に支えられています。

## 消防団の組織

消防団は、消防団本部と分団で組織されています。

### ■ 消防団本部

消防署に設置され、団長と総務・予防・警防・教育を担当する副団長で構成されています。

#### ● 機能別団員で構成する班

各消防団本団には特定の活動を行う機能別団員が設置されています。

#### ・ジュニア消防団指導班

将来の消防団員及び地域防災の担い手となるジュニア消防団員の育成指導に特化した活動を行います。

#### ・予防広報班

火災予防の広報に関する活動に特化した活動を行います。

#### ・機甲班

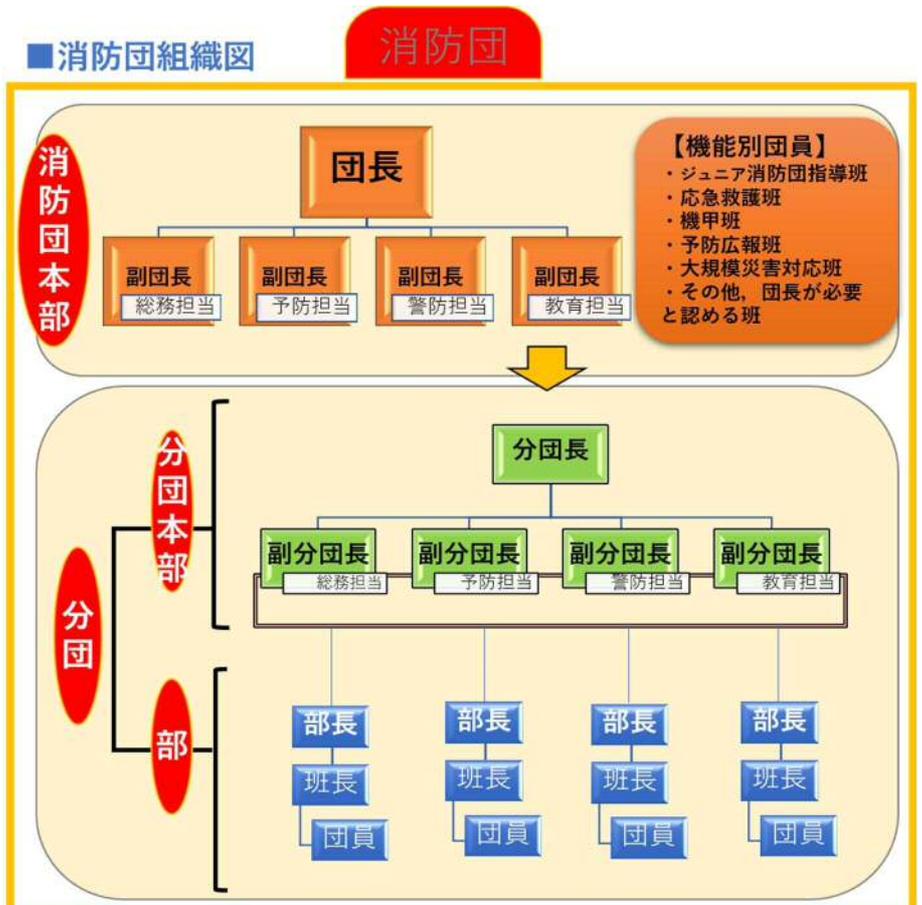
大規模地震や土砂崩れ等が発生した場合に、クレーン車などの重機を活用した人命救助に特化した活動を行います。

#### ・応急救護班

応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護活動に特化した活動を行います。

#### ・大規模災害対応班

大地震などの大規模災害発生時に各消防署に設置される消防団震災警防本部等で指揮支援等に特化した活動を行います。



## ■ 分団

分団本部と部によって組織され、分団本部は分団長1名と総務・予防・警防・教育を担当する4名の副分団長で構成されています。部は、各分団の地域事情に応じて編成され、それぞれの担当地域で部長を中心に市民指導や情報収集、広報活動などを行っています。

## 消防団の階級

市長から任命された消防団長は、市長の承認を得て消防団員を任命します。消防団員は、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員の7つの階級に分けられ、災害現場活動等での指揮命令系統が明確にされています。

## 平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。



京都市消防出初式における放水訓練



火災予防運動における予防広報活動

## 災害時の活動

### ■ 火災現場活動

火災現場活動では、警戒区域の設定と群集整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛び火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により、配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

### ■ 震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動のほか、住民の避難誘導などを行います。

## 京都市消防団総合査閲

毎年、消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指して、各行政区から選抜された11分団が一堂に会し、消防団員として必要な規律を身に付ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練を披露しています。令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。



## 消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため、必要な措置を講ずることとされていることから、京都市においても消防団員の確保、消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。



消防団充実強化実行チームによる企画会議

### ■ 消防団充実強化実行チームの活動

平成25年度に開催した35歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団100人委員会U-35」における意見を具体化するため、平成26年4月に有志の消防団員67名が集まり、「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会で多く意見が出された「広報」、「交流」、「教育」に関するテーマごとに各チームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。

#### ● 広報

- ・ フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ インスタグラム「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ 入団促進活動

#### ● 交流

##### ◆ 消防団フェスタの開催

- |     |             |       |
|-----|-------------|-------|
| 第1回 | 平成26年11月30日 | 梅小路公園 |
| 第2回 | 平成27年11月29日 | 梅小路公園 |
| 第3回 | 平成28年11月27日 | 岡崎公園  |
| 第4回 | 平成29年11月26日 | 梅小路公園 |
| 第5回 | 平成30年11月25日 | 梅小路公園 |
| 第6回 | 令和元年11月17日  | 梅小路公園 |

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ◆ 消防団事例発表会「集まれ、団員のWA」の開催（平成29年2月18日）



消防団員募集クリアファイル



第6回京都市消防団フェスタ

## ● 教育

- ・ 消防団員意見交換会の開催
- ・ 女性消防団員の意見交換会の開催
- ・ 学生消防団員意見交換会の開催
- ・ 学生FASTと連携した意見交換会の開催

## ■ 消防団防災ハイスクール

平成23年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を、参加者の増加を図るために刷新し、平成27年度から消防団員が地元の高校生に、消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い、消防団活動への理解を深めてもらうとともに、消防団への入団促進を図る取組です。令和4年度は、市内高等学校18校、延べ5,537名の生徒が消防団員による防災教育を受講しました。



消防団防災ハイスクールにおける放水訓練

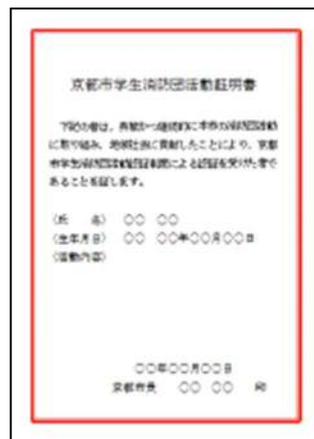
## ■ 学生消防団活動認証制度

平成27年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。認証を受けた学生には、企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し、就職活動を支援しています。令和5年4月1日現在、183名の学生を認証しています。

### 【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

- ・ 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- ・ 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等



京都市学生消防団活動証明書

## ■ 京都市消防団協力事業所表示制度

平成26年10月から事業所の消防団活動への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。令和5年4月1日現在、99事業所を認定しています。

### 【認定要件】

消防関係法令上の違反がなく、次の要件のいずれかに適合すること。

- ・ 2名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- ・ 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- ・ その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



京都市消防団  
協力事業所表示証

## ■ 京都市ジュニア消防団

平成 30 年 4 月から、消防団活動の体験や地域の防災訓練に参加する機会を充実させるなど、地域に密着した活動体験の機会を提供し、将来の地域防災の担い手として育成するため、小学校高学年（4～6 年生）の児童を対象とした「京都市ジュニア消防団」を創設しました。令和 5 年 4 月 1 日現在、565 名がジュニア消防団の活動に参加しています。



## ■ LINE を活用した「消防団面談予約フォーム」

令和 4 年 12 月 1 日から、利用者数が多く普及率の高い LINE を活用し、消防団の魅力を発信することで消防団への関心を高めるとともに、消防団への入団申込までの手続きの利便性を高め、入団を促進するために消防団面談予約フォームの運用を開始しました。

令和 5 年 4 月 1 日現在、友だち登録者数は 240 名、面談申込数 16 名、うち入団者数は 11 名となっています。



## 消防団の装備品

### ■ 一般装備品

警 戒 ロ ー プ	LED 携 帯 ラ イ ト ※一部携帯ライト	安 全 ベ ス ト	現場保存用小型テント
警 戒 テ ー プ	ワイヤレスアンプ一式	分 団 旗（一式）	キャップライト
電 気 メ ガ ホ ン	トランシーバー	高 張 提 灯	救 命 胴 衣
デジタル無線受令機	は し ご	懸 垂 幕	AED 収納ボックス
投 光 器 一 式	ベルト付水筒	手 回 し 充 電 ラ ジ オ 付 ラ イ ト	デ ジ タ ル 簡 易 無 線
携 帯 な た	ス コ ッ プ	自動体外式除細動器（AED）	



デジタル無線受令機



■ 消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消火栓キー	とび口	ホースバック
ホース	防火水槽開閉金具	組立式水槽	台車
管そう・ノズル	50ミリホース	燃料携行缶	ホースバンテージ



■ 救助・救護活動用装備品

救護用テント	ジャッキ	ワイヤーカッター	担架
手斧（大、小）	ハンマー	つるはし	点滅式ライト
可搬式ウインチ	バール	スコップ（平、剣）	可搬式散水装置
二つ折れはしご	のこぎり	救命ロープ	防水シート
折り畳み式リヤカー		フローティングロープ	救命浮環



## 京都市消防団の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足 (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年 6 月 1 日	京都市消防団条例制定、公布 (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年 8 月 17 日	京都市の消防団結成(結成式典 中京区明倫小学校) (上、北野、加茂、下、八坂、深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3、940 人で発足)
昭和 24 年 4 月 1 日	愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑、岩倉、八瀬、大原、静市野、鞍馬、花背、久多各村)、京都市に編入 (6 消防団 154 分団定員 4、480 人)
昭和 24 年 4 月 1 日	中京消防団が発足－1 行政区 1 消防団制の確立 (7 消防団 157 分団定員 4、480 人)
昭和 26 年 3 月 1 日	乙訓郡 3 箇所村(久我、羽束師、大枝各村)、京都市に編入 (7 消防団 158 分団定員 4、805 人)
昭和 30 年 9 月 1 日	行政区の分割に伴い、北消防団、南消防団発足 (9 消防団 159 分団定員 4、805 人)
昭和 32 年 4 月 1 日	京都市消防団指導要綱の制定 (常備消防の充実と無火災都市建設のため、消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から、市内を甲、乙、丙の 3 地域に区分し、消防事象に即応した予防活動、災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については、主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに、災害現場において警戒区域の設定、群衆整理、人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い、市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。)
	久世郡淀町、北桑田郡京北町広河原地区、京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4、945 人)
昭和 34 年 11 月 1 日	乙訓郡久世村、大原野村、京都市に編入 (9 消防団 164 分団定員 5、085 人)
昭和 39 年 8 月 5 日	京都市消防団員退職報償金支給条例の制定 (消防団員の永年の労苦に報いるため、退職報償金制度を創設し、処遇を改善)
昭和 40 年 5 月 1 日	京都市消防団指導要綱の改正 (市内の地域区分を 2 区分(甲、乙)へ)
昭和 41 年 7 月 7 日	消防団員数の適正化 (9 消防団 165 分団定員 4、550 人)
昭和 48 年 9 月 20 日	京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定 (消防団の用に供する器具庫、詰所、ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月 1 日	行政区の分割に伴い、山科消防団、西京消防団発足 (11 消防団 176 分団定員 4、550 人)
昭和 61 年 5 月 1 日	京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)誕生
平成 4 年 10 月 1 日	女性消防団員の採用開始 (5 消防団 11 分団において、女性団員 42 人採用)
平成 7 年度～8 年度	大規模災害対策器材の配置 (阪神・淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ、ジャッキなどの救助活動器材を配備し、大災害時の活動能力を強化)

平成 11 年度	消防団のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討委員会の設置 （市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動、地域との連携等について検討する委員会を設置）
平成 12 年度	消防団活動のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討に係る市民懇話会の実施 （各行政区から選考された市民により、地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討）
平成 12 年 10 月 1 日	京都市消防団の運営指導に関する規定の制定 （甲乙の市内地域区分を廃止し、管轄区域により指定消防団を指定）
平成 17 年 4 月 1 日	北桑田郡京北町、京都市に編入 （11 消防団 204 分団定員 4、970 人）
平成 17 年 10 月 1 日	西京消防団、福西分団発足 （11 消防団 205 分団定員 4、970 人）
平成 21 年 11 月 24 日	中京消防団に機甲分団発足 （大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に、重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足）
平成 22 年 3 月 19 日	すべての消防団に応急救護分団発足 （応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足）
平成 25 年度	消防団 100 人委員会 U-35 の開催 （35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催）
平成 26 年度	消防団充実強化実行チームの結成 （「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、有志の消防団員を募り結成）
平成 27 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正 （任用資格の拡充、報酬制度の創設）
	京都市学生消防団活動認証制度の創設 （大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設）
平成 27 年度	京都市消防団防災ハイスクールの実施 （消防団員が地元の高等学校に出向き、消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始）
平成 28 年 4 月 1 日	北、山科、下京、南、右京及び西京の各消防団に機甲分団発足 （機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため、中京機甲分団を構成していた各事業所を、その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止）
平成 28 年 10 月 1 日	左京消防団に機甲分団発足
平成 29 年 4 月 1 日	中京消防団に機甲分団発足
平成 29 年度	女性消防団員防火安全指導隊の創設
	本団付け消防団員の入団
平成 30 年度	京都市ジュニア消防団の発足
	伏見消防団に機甲分団発足
令和 4 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正 （基本団員 4,520 人、機能別団員 450 人の定員を定め、消防団本団にジュニア消防団指導班、予防広報班、応急救護班、機甲班及び大規模災害対応班等の機能別団員を設置）



## 消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い、高度な知識と能力を備えた職員・団員を育成します。

### 職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画、教育体制、効果測定等について規定された京都市消防職員教育規程に基づき、教育基本計画や年度計画を定め、職員教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識、技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ、管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で、学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

### 職員の学校教育

初任教育、幹部教育、特別専科教育、専科教育及び一般教育を実施し、新規採用職員をはじめ現任の職員に対して、基礎知識や管理監督能力、専門的知識等の教育を行っています。平成29年度からは京都市消防学校において、京都市消防学校及び京都府立消防学校の、市府の連携強化を図る共同教育（初任教育、専科教育）を開始しました。

#### ■ 初任教育

新規に採用された消防職員に対して、規律や共同精神を学ばせながら消防の責務を理解させ、職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

#### ■ 幹部教育

職責に応じて必要な判断能力、職務遂行能力、管理監督能力等を向上させるための教育を幹部職員となる者に対して行っています。

#### ■ 特別専科教育

業務に関する専門知識・技術を高め、高度な職務遂行能力、管理監督能力等を習得させる教育を行っています。

#### ■ 専科教育

予防、警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるための教育を現任の職員に対して行っています。

#### ■ 一般教育

上記教育以外の教育で、社会人としての素養を向上させるための教育等を現任の職員に対して行っています。



### 消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力と精神力を確保するため、組織全体で職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者、体育副管理者、体育推進者を配置し、職員の体力管理を行うとともに、業務に必要な体力練成を積極的に行う体制を構築しています。また、体力測定結果等から個々の体力を的確に把握、体力診断システムを活用し、職員一人一人に適した目標と練成メニューの設定を行うなど、効率的に体力の維持管理を行っています。

# 職員教育実施結果

(令和3年度中)

	種 別	受講人員	受 講 対 象 者
<b>初任教育</b>	第 162 期 ※京都府 53 名含む	84	4 月採用職員 (京都市 男性 28 名、女性 3 名) (京都府 男性 50 名、女性 3 名)
	新任消防司令長課程	11	新たに課長級に昇任した職員
<b>幹部教育</b>	新任消防司令課程	26	新たに係長級に昇任した職員
	ステップアップ ※京都府 14 名含む	41	
	新任消防司令補課程	44	新たに消防司令補に昇任した職
	ステップアップ	41	
	新任消防士長課程	48	新たに消防士長に昇任した職員
	ステップアップ	49	
<b>特別専科教育</b>	高度救助課程 (山岳)	12	救助隊又は兼任救助隊に配置の消防司令補
	救急救命士養成課程	33	救急救命士国家試験の受験予定職員
<b>専科教育</b>	警防課程	中止	消防士長
	特殊災害課程 ※京都府 13 名含む	24	消防司令補以上
	予防査察課程 ※京都府 14 名含む	26	査察担当者
	危険物課程 ※京都府 13 名含む	24	危険物担当者
	火災調査課程	中止	消防司令補、消防士長
	救助課程	中止	消防司令補以下
	救急課程 ※京都府 42 名含む	81	新たに救急隊員になる職員、特別初任教育
<b>一般教育</b>	自然災害講座	45	消防司令補以上
	多文化共生講座	27	消防司令補以上
	人権講座	374	消防職員全般
	障害者福祉講座	中止	初任教育生
	手話講座	28	初任教育生、消防職員全般
	特別初任教育	0	特別初任教育生

## 消防団員教育

消防団幹部を対象とした「副団長教養講座」、「分団長・副分団長教育」、「大規模災害指揮教育」、「部長教育」、新入団員を対象とした「普通教育」、「機甲班員教育」、「応急救護班員教育」、「大規模災害対応班員教育」、専門的な知識・技術を身に着けるための専科教育「運転員・機関員教育」、「警防教育（水災課程・震災課程）」、消防団活動に必要な資格取得等を行う特別教育、「応急手当普及員資格取得講習」、「応急手当普及員実践研修」、「火災予防研修」等を通じて市民指導能力の向上を図るとともに、水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています。

## 消防団員教育実施結果

(令和4年度中)

種 別		受講人員	受 講 対 象 者	
基礎教育	普通教育	6組 267名	新入団員等	
	機甲班員教育	—		
	応急救護班員教育	—		
幹部教育	部長教育	2組 67名	部長	
	大規模災害指揮教育	2組 24名	部長以上 分団長、副分団長	
	分団長・副分団長教育	69名		
	副団長教養講座	15名	副団長	
専科教育	機関員教育	2組 37名	運転員、機関員	
	運転員教育	11名	運転員	
	警防課程	水災課程	2組 19名	震災課程1組は気象警報発令のため中止
		震災課程	2組 25名	
特別教育	応急手当普及員資格取得講習	2組 84名	班長等	
	応急手当普及員実践研修	5組 10名	応急手当普及員有資格団員	
	火災予防研修	2組 51名	新たに放火対策エリアに指定された学区を管轄する分団 放火対策エリアを管轄し、過去、本研修及び放火防止コンサルタント研修を未受講の分団	
	警戒区域設定に係る安全のための研修	2組 68名	部長以上	



# 事業所の査察・防火管理・防災管理



## 査察

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

査察の実施により、消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して査察結果通知書等を発行し是正するよう指導しています。（消防法第4条）

## 違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、指導を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して、違反是正の促進を図っています。

なお、措置命令等の行政処分を行った場合は、消防法の定めにより、処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため、命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などにより公示を行います。

<命令を受けている防火対象物> <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html>



階段や通路に避難上の支障あり



標識の設置

<b>消防法による命令の公告</b>	
防火対象物等の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
防火対象物等の名称	パー△△(□□ビル5階)
命令を受けた者の氏名	パー△△ 店長 ×× ××
<p>この事業所は、消防法に違反して、火災が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付けで次のとおり命令したから公示する。</p>	
命 令 事 項	<p>北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇、〇〇及び〇〇を令和〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分までに除去すること。</p> <p style="text-align: right;">京都市〇〇消防署長</p>
標 識 を 設 置 し た 日	令和〇年〇〇月〇〇日
注 意	<p>1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。</p> <p>2 この標識を損壊したものは、法律により罰せられることがある。</p>

命令に係る公示標識の例

## 違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において、消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、その建物の所在地、違反内容等を消防局ホームページで公表し、建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。 (京都市火災予防条例第 61 条)

＜公表されている違反対象物＞ <https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000173063.html>

## 防火管理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的・物的共に大きな被害が出るおそれがあるため、一定規模以上の事業所の管理権原者は、防火管理者を選任するとともに、防火管理者に消防計画を作成させ、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせることが消防法で定められています。

また、これらの事業所に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって、火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。 (消防法第 8 条)

## 防災管理

南海トラフ地震、直下型地震などの大規模地震の発生が危惧される状況等を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には、同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、対象事業所に対しては、個々の施設の用途、特徴を踏まえたうえで、自らができる限りの消火活動、通報連絡、救出、救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について、的確に対処する体制を整えるよう指導しています。 (消防法第 36 条)

## 自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、火災、地震等の発生時において、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施し、在館者の安全を確保するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、自衛消防業務講習を受講させる義務があります。 (消防法第 8 条の 2 の 5)

## 統括防火(防災)管理

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについて、その管理権原者は建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定め、統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また、高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。(消防法第8条の2)

## 防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

### ■ 防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模の防火対象物には、事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また、甲種防火管理講習には再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者には、5年ごとに受講する必要があります。(消防法第8条の2)

### ■ 防災管理講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には、防災管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講する必要があります。

### ■ 自衛消防業務講習

自衛消防組織の設置が義務付けられている防火対象物で、当該組織を指揮する統括管理者に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり、前回の講習修了日から5年ごとに受講する必要があります。

## 自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため、各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し、自衛消防隊の活動に関する知識及び消火、通報、避難等の技能の向上を図っています。さらに、これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では、自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

## 防火対象物の点検報告制度

### ■ 防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

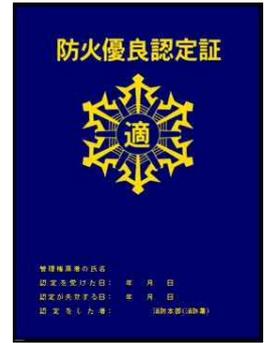
一定規模、用途の事業所で、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、火災の予防上必要な事項について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度が消防法で定められています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防火上優良であると認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。（消防法第8条の2の2及び第8条の2の3）



防火基準点検済証



防火優良認定証

### ■ 防災管理点検報告制度及び特例認定制度

防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して、防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防災管理上必要な業務等について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する制度が消防法で定められています。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防災管理上優良であると認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成24年6月1日から適用）

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

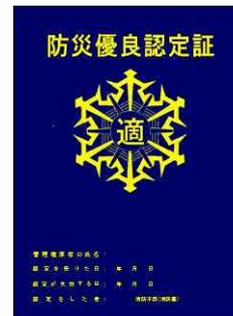
ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



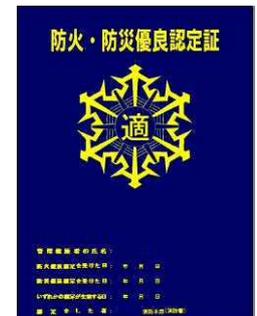
防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証  
(消防法第36条)

# 文化財防火



京都市内には、世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等、数多くの文化財があり、これらを火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

## 京都市内の文化財

### ■ 特定文化財対象物

特定文化財対象物とは、国・府・市が指定・登録した貴重な建造物等について消防局長が指定したもので、区分に応じ必要な防火指導を行っています。現在 1,075 件の社寺等を指定しています。

区 分	指 定 対 象	指 定 件 数 (令和5年3月末現在)
1 号 対 象 物	世界文化遺産対象物	14 件
2 号 対 象 物	国、府、市が指定した文化財建造物等	204 件
3 号 対 象 物	国、府、市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	290 件
4 号 対 象 物	国、府、市の登録文化財が所在する防火対象物、その他局長が必要と認める防火対象物	567 件

### ■ 世界遺産「古都京都の文化財」(京都市内分)

賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺(西本願寺)、二条城 <<14 社寺城>>

世界文化遺産の関係者と協力し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充を図るとともに、世界文化遺産の周辺地域の住民にも、出火防止等の協力を呼びかけています。

### ■ 重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂 <<4 地区>>

歴史的な町並みを保存するため、保存地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充について取り組んでいます。

## 文化財の防火防災対策

### ■ 自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火及び放火防止対策の徹底を呼びかけています。

#### ● 防火管理者の選任(京都市火災予防条例第 54 条の 5)

文化財建造物(指定建造物)は、収容人員の多少にかかわらず防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行うことで、ソフト面においても文化財からの出火防止を図っています。

#### ● 美術工芸品等の防火管理(京都市火災予防条例第 54 条の 6)

美術工芸品等(指定美術工芸品)の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

#### ● 幕・カーテン等の防災処理(京都市火災予防条例第 54 条の 7)

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防災処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

● **文化財公開時の防火管理の徹底（京都市火災予防条例第 54 条の 9）**

展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● **自衛消防体制づくり**

万一の火災発生時に初期消火、119 番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● **届出に対する防火指導**

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合、防火指導を行い、必要な場合は立入検査を行っています。

● **防災設備の設置・維持**

社寺等の実態に応じて、総合的な防災施設の整備拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等について指導を行っています。



■ **喫煙・たき火等の制限（京都市火災予防条例第 54 条の 4）**

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、出火防止の徹底を図っています。令和 4 年 3 月末現在、京都市では国宝・重要文化財を有する 307 社寺等に対して 528 か所を禁止区域に指定しています。

■ **京都文化財防災対策連絡会**

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文教課、京都府災害対策課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、(公財) 京都文化財団、(公財) 京都市文化観光資源保護財団、(公財) 京都古文化保存協会、京都国立博物館及び京都市消防局の 12 機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火・防災の諸問題に対処しています。

■ **伝統行事等に対する防火指導**

伝統行事等の関係者に、火災予防措置や自主警備の強化等についてお伝えするとともに、祇園祭等の大規模な伝統行事においては、消防警備計画を樹立していただくなど、万一の火災に備えた防火・防災対策の充実を図っています。

■ **文化財市民レスキュー体制**

文化財の関係者と地域住民の方々とが相互に協力して文化財を火災から守るため、文化財市民レスキュー体制を構築し、文化財の関係者と地域住民が話し合い、具体的な行動計画を定めています。現在、市内 238 箇所の文化財社寺等において構築されています。

■ **文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等**

市内には、建造物はもとより、仏像等の美術工芸品についても、国宝や重要文化財に指定されたものが多数あります。文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握し、搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

## 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために、大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる市民用消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成 18 年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開しました。平成 23 年度末には 1,500 m<sup>3</sup>級耐震型防火水槽(2 基)、送水用動力ポンプ、配水管(2,060m)、市民用消火栓(43 基)、消防隊用消火栓(20 基)、延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し、運用を開始しました。

また、平成 22 年度には、文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」が結成され、年 1 回一斉放水訓練を実施し、有効に活用できる地域住民を育成するとともに地域の絆を強固にし、地域防災力の向上を目指しています。

### ■ 整備内容（平成 18 年度～平成 22 年度）

1,500 m <sup>3</sup> 級耐震型防火水槽	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25mプール5個分に相当する水量を備えた全国最大規模の防火水槽</li> <li>・縦41m×横14m×深3.5m、2基設置</li> </ul>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東山区下河原町高台寺公園地下</li> <li>・東山区清閑寺下山町清水寺子安塔西側地下</li> </ul>
送水用動力ポンプ	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ能力 最大6,000ℓ/分</li> <li>・配水管の水圧を一定に保つため、管内の減圧を感知し自動制御する機能を有する。自家発電設備があり、停電時でも連続6時間稼動が可能</li> </ul>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東山区下河原町高台寺公園内</li> </ul>
ポリエチレン製配水管	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の配水管より優れた耐震性能を備え、近年発生した大地震で被害が極めて少ない実績を持つ。</li> <li>・2,060m敷設されている。</li> </ul>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一年坂、二年坂、産寧坂、八坂通、松原通(清水坂)、高台寺南門通、下河原通など</li> </ul>
消火設備	市民用消火栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・43基設置</li> <li>・ホース(30m)の延長が容易で、放水操作を手元で簡単に行える。</li> </ul>
	消防隊用消火栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20基設置</li> <li>・地下式</li> </ul>
防災器材の配備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識及び防災能力の向上を図るため、ヘルメット、レスキューセット、テント等の防災器材を地域に配備</li> </ul>



杉材を使用し、景観に配慮した市民用消火栓



地域に配備した防災器材

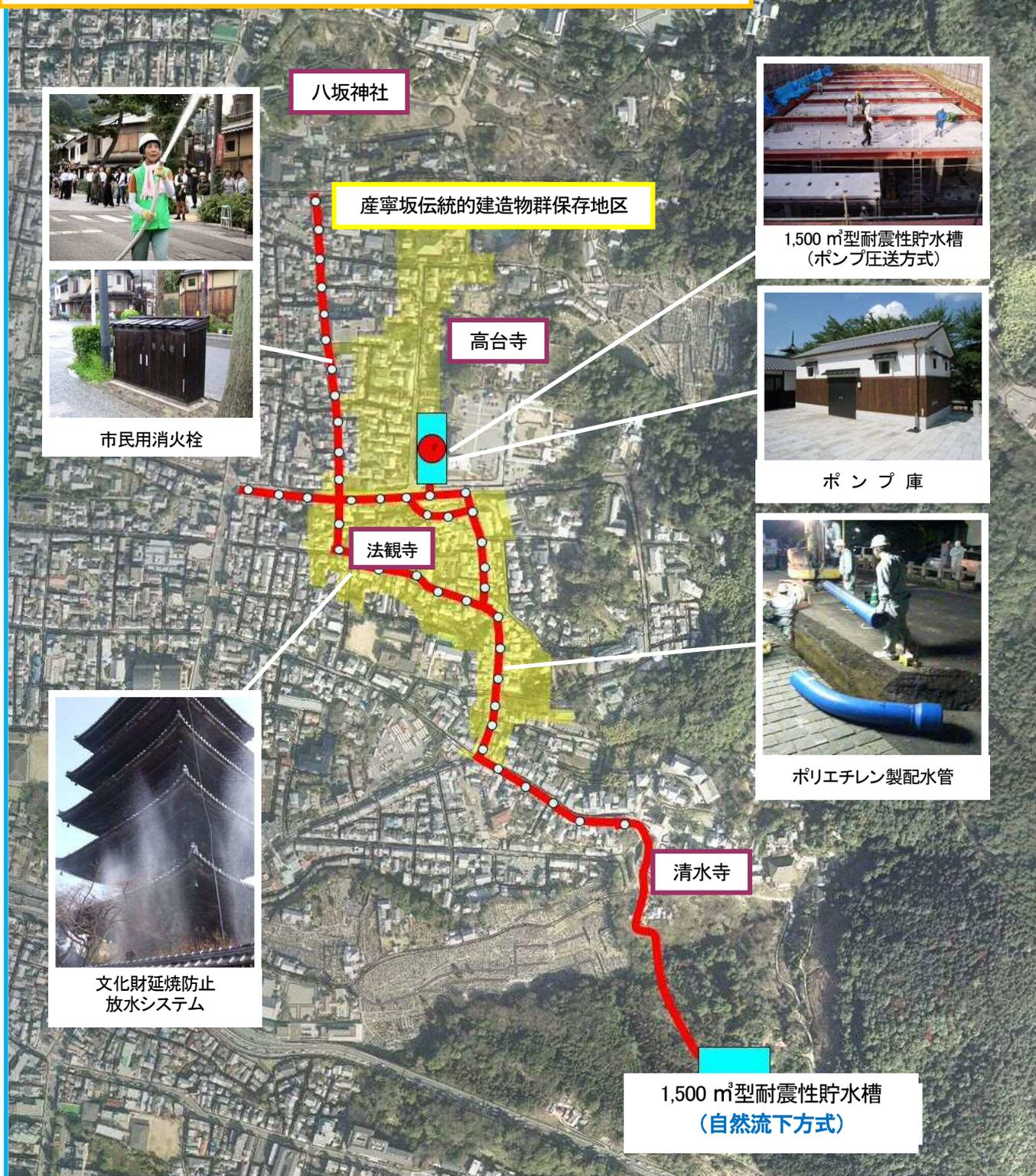


景観に配慮した送水用動力ポンプ庫



公園の地下に整備した耐震型防火水槽

# 文化財とその周辺を守る防災水利事業の概要



大容量の防火水槽から耐震性に優れた配水管を地域一帯に敷設し、誰もが使える市民用消火栓を多数配置することにより、地域住民の防災力を最大限にいかし、文化財とその周辺地域を火災から守る、全国でも類を見ない事業です。

## 文化財防火運動（7月、1月）

京都市消防局では、毎年7月（夏の文化財防火運動）と1月（文化財防火運動）の年2回、文化財防火に係る運動を展開しています。

### ■ 特定文化財対象物に対する査察の実施

世界文化遺産及び国指定の文化財建造物（国、重要文化財）を中心に特定文化財対象物に対する査察を実施しました。

### ■ 特定文化財対象物における消防訓練等の実施

火災等の災害に備えた取組として消防訓練、文化財市民レスキュー器材点検、美術工芸品の実態把握、文化財セーフティカード等を活用した搬出活動の再確認等を実施しました。



消防隊、消防団及び自衛消防隊による放水訓練

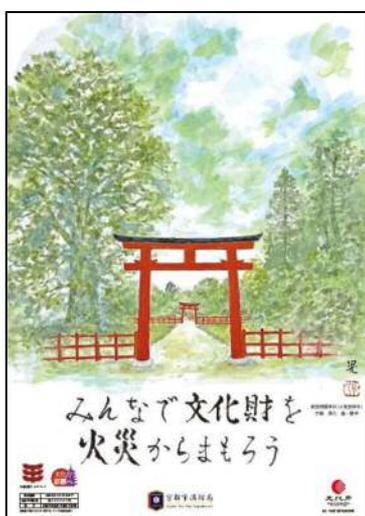


消防隊による文化財（障壁画）の搬出訓練

### ■ 文化財防火啓発ポスター及び文化財防火啓発用リーフレットの作成

市民の皆様をはじめ京都市を訪れる観光客等に対する防火・防災意識の高揚と、文化財社寺関係者に対しての啓発に伴い、作成をしました。

令和5年文化財防火啓発ポスター



上賀茂神社 鳥居  
三輪 晃久 画・題字

令和4年度文化財防火啓発用リーフレット



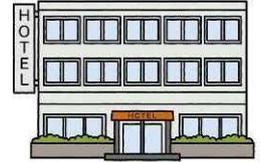
# 宿泊施設に対する防火指導



近年、日本を訪れる外国人が増え、京都市においても宿泊施設が増加しています。また、平成30年には住宅宿泊事業法が施行され、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設に加え、一定の基準を満たせば、住宅においても宿泊事業を行うことができるようになりました。消防局では引き続き、市民の皆様や観光客の更なる安全の確保に取り組めます。

## ■ 消防法令適合通知制度

昭和40年代から50年代にかけて、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災など、宿泊施設における火災が相次いで発生しました。これらの火災は、消防用設備の維持管理上の不備や従業員の防火意識の低さなどから、初期消火や119番通報が遅れるなど、ハードとソフトの両面に問題があり、多くの犠牲者を出す大惨事となりました。



これらの事案を教訓に、昭和56年には国において関係省庁が協議し「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」が取りまとめられ、旅館業法に基づく営業の許可手続の際、当該施設が消防法令に適合していることを確認した書類（消防法令適合通知書）の提出が必要とされました。この制度により、宿泊施設が営業を開始する前に、消防機関が防火の安全性を確認する取組が全国的に開始され、現在も継続しています。

## ■ 防火基準適合表示制度

平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を契機に総務省消防庁に設置された「予防行政の在り方に関する検討会（ホテル火災対策検討部会）」において、消防法及び建築構造や防火区画、避難施設などの建築基準法上の防火の規定等が審査されました。この中で、消防機関が以前交付していた旧「適マーク制度（※）」が再評価され、防火の基準に適合していると認められた優良な宿泊施設に対し、マークを交付する「防火基準適合表示制度」が全国的にスタートしました。



（銀の表示マーク）（金の表示マーク）

京都市では、平成26年度から旅館・ホテル等の関係者の申請に基づいて消防機関が審査を実施し、消防法令及び防火上重要な建築構造等について基準に適合していると認められた建物に対し「表示マーク」を交付する制度が発足しました。現在、京都市消防局のホームページでは、宿泊者に対する安全情報として、表示マークを交付した宿泊施設を公開しています。

### 表示マーク交付対象物数

金マーク	131
銀マーク	56

（令和5年4月1日現在）

初回交付から3年間継続して優良と認められた施設に対し、金の表示マークを交付しています。

### ※ 旧「適マーク」による表示制度

昭和56年、宿泊施設関係者の防火に対する意識の向上及び防火管理業務の適正化を促すとともに、安全な宿泊施設であるという情報を広く市民に公開するため、全国的に「適マーク制度」が開始されました。

利用者への安全情報の提供を目的としたこの制度は、現在の防火基準適合表示制度のベースとなるもので、当時から消防法のみならず建築基準法上の防火に関する重要な事項（建築構造、避難施設等）についても審査しており、宿泊施設内に適マークを掲示することにより、安全性をアピールしていました。

平成14年の消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたことから、この表示制度は発展的に解消されました。

## ■ 消防検査済表示制度

小規模な宿泊施設において検査を実施し、消防法令が守られているなど、一定の条件をクリアされていることを確認できた場合、申請に基づいて「消防検査済ラベル」を交付しています。

このラベルを入口等の屋外の見えやすい位置に掲示してもらうことで、適切に防火対策を行う宿泊施設であることを、宿泊者及び地域住民に対して、広く情報提供しています。

### ○ 運用開始

平成 30 年 6 月 15 日

### ○ 対象施設

「民泊」等の小規模な宿泊施設（収容人員 30 人未満）

### ○ ラベルの交付条件

- ・ 消防法令に適合していること。
- ・ 出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等を備え付け、宿泊者に対して説明を行うこと。

- ・ 消火器を設置していること。

### ○ 消防検査済ラベル

- ・ 銀色ラベル

交付条件を全て満たしていること。

- ・ 金色ラベル ※上位のラベル

銀色ラベルを 3 年間継続して掲示し、かつ、

事業者等がラベルを継続して掲示している期間の 3 年ごとに「京の宿泊所防火研修」を受講していること。



<銀色ラベル>



<金色ラベル>



(サイズ: 縦 17cm×横 12cm)

## ■ 京の宿泊所防火研修

「民泊」等の小規模な宿泊施設の関係者に、施設の安全管理に必要な、防火等に関する知識や技術を身に付けてもらう防火研修を行っています。

### ○ 受講状況

- ・ 平成 30 年度からの 5 年間で計 558 名が受講

### ○ 受講対象者

小規模な宿泊施設の事業者等（予定者を含む。）

### ○ 研修内容

講義及び実技訓練等（計 3.5 時間）

### ○ 実施場所

京都市市民防災センター

### ○ 令和 5 年度開催日程

令和 5 年 9 月 15 日・令和 6 年 2 月 20 日

### ○ その他

参加費は無料、受講修了者に修了証及び修了カードを発行

研修科目	所要時間
オリエンテーション	10 分
講義(施設の適正な運営)保福	30 分
休憩	10 分
講義(出火防止, 地域連携など)	80 分
休憩・移動	10 分
実技(消火訓練)	20 分
実技(避難誘導訓練)	20 分
実技(警報設備取扱訓練)	20 分
修了証発行	10 分

計 3.5 時間

## ■ 民泊対策

京都市消防局では近年増加する、いわゆる「民泊」に対し、防火安全対策の確保を図るための取組を実施しています。

### ● 消防法令上の基準や届出等に関する情報発信の充実及び相談体制の強化

「民泊」には、空き家や共同住宅の空き室等を活用することが多く、こうした場合、大きな改装を行うことがないため、建築士や消防設備士等の専門家による関係法令のチェックがなされないことがあります。このため、法令に定める手続きや基準を遵守していないものも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、市民や事業者の方に、宿泊施設に関する情報をより分かりやすくお知らせするよう、ホームページ等における情報の発信に努めています。

### ● 「民泊」対策プロジェクトチームにおける関係局との連携及び消防法令の順守に向けた指導

無許可で営業している「民泊」施設は、安全管理の面から問題がある場合があります。また、具体的なトラブルがなくても、周辺住民が施設に対して不快感・不安感を抱くケースが多く認められます。

そのため、京都市では、平成27年12月1日に文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局及び消防局からなる「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、様々なルールの策定に向け取り組みました。平成29年6月16日に住宅宿泊事業法が公布された後にも、更に検討を重ね、これらの検討内容を踏まえたうえで、市民からも意見を募集し、京都市独自のルール（「民泊」関係条例）が制定、公布されました。

### ● 「民泊」に対する防火対策の強化

京都市では、住宅宿泊事業を行う事業者には、宿泊者に対し、消火器の使用方法や避難経路、こんろの使用方法などを、図や書面を使って説明するように義務付けています。

このため、消防法令による規制のほか、喫煙の方法やこんろの使用法といった出火防止対策や、119番通報の要領、消火器の使用法等を掲載したリーフレットを作成しました。特に、外国人宿泊者にとっては、慣れない日本での対応が必要となることから、4か国語で作成し、消防局ホームページからもダウンロードできるようにしています。

また、外国人観光客が、火災が発生した場合に適切に初期対応ができるよう、外国人宿泊者向けの動画を製作し、消防局ホームページに掲載しています。

#### 4か国語リーフレット



#### 外国人宿泊者向け動画

「宿泊中に火事！あなたのとるべき行動は？」  
<リンク><https://youtu.be/q3uMKA9V13E>



## ■ 火災通報装置の設置指導

消防法令上、火災通報装置が義務とならない宿泊施設に同装置が設置され、消防検査の結果法令基準に適合した場合は、「火災通報装置設置済ラベル」と同装置の取扱方法を記載した「火災通報装置取扱シート（4か国語）」を交付しています。

火災通報装置とは

ボタンの押下又は自動火災報知設備との連動により自動的に、消防機関に、施設名称、所在地等を音声情報で通報する装置です。

### ○ 運用開始

令和2年6月1日

### ○ 対象施設

火災通報装置が消防法令上義務とならない宿泊施設

### ○ 火災通報装置設置済ラベル

火災通報装置が設置された宿泊施設は、下のラベルを玄関等の見えやすいところに掲出することで、宿泊客や地域住民に、いざという時の通報対策が充実している施設であることをアピールできます。



火災通報装置設置済ラベル

# 鑑識の器材及び状況

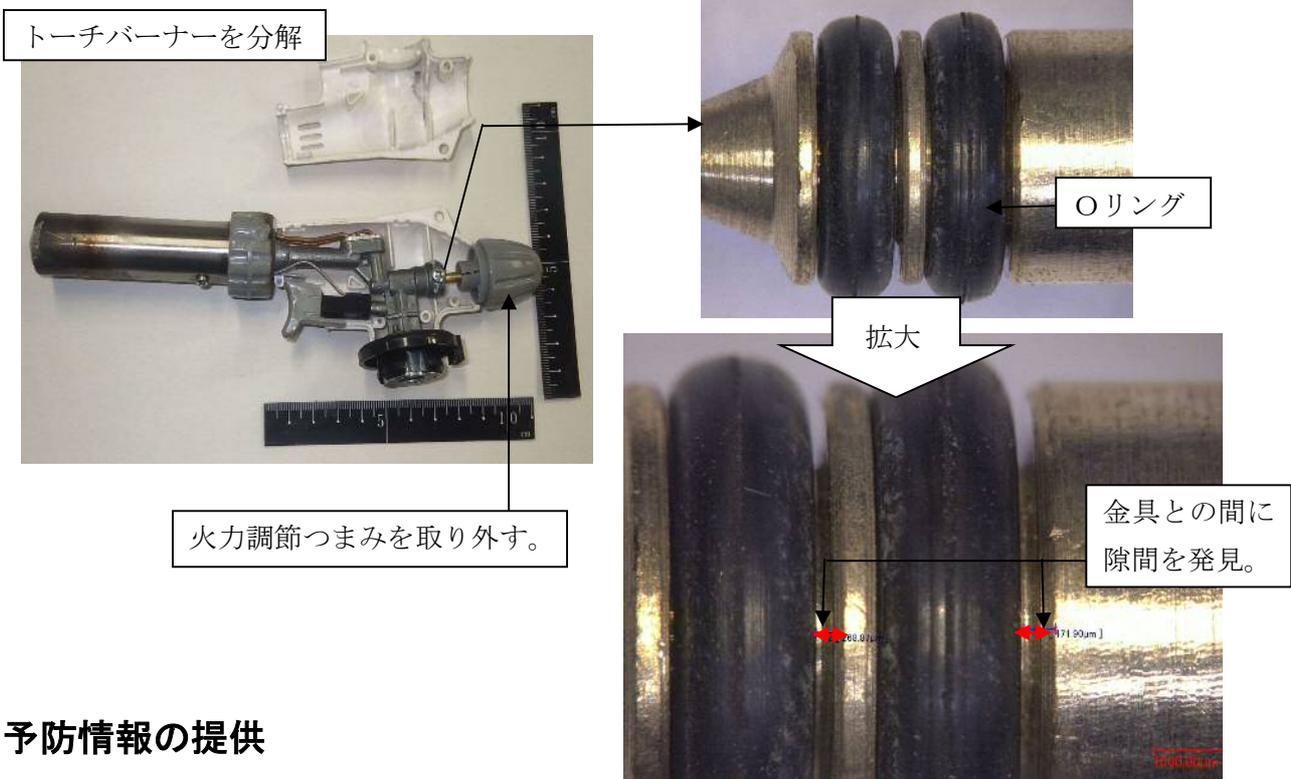
## 火災鑑識

### ■ 火災の鑑識等

出火原因の究明に必要なデータを得るため、火災現場から収去した物件の鑑識を行っています。鑑識物件には電気製品、ストーブなどの燃焼機器、自動車の配線などがあり、これらをX線透過装置やデジタルマイクロスコープなどの各種分析・鑑識機器を使って鑑識を行い、出火原因の究明に貢献しています。

### ● 特徴的な鑑識内容

トーチバーナーが異常燃焼した事案について、分解し内部の状態を確認。火力を調節するつまみに使用されているOリングが経年劣化により収縮し、ガスが漏れる状態であったことが判明。



## 予防情報の提供

### ■ 火災調査に関する資料収集と火災調査や予防情報の提供

消防の科学技術に関する最新の情報を収集するとともに、これをタイムリーに提供して火災予防、市民指導及び火災調査業務に役立てています。

また、燃焼実験など当局で作成した火災予防動画を消防局ホームページに掲載して市民に広報しています。



## 鑑識機材

### ■ 京都市消防局所有の主な鑑識機材

機器名	機能等
デジタルマイクロスコープ	20～200 倍まで拡大して撮影することができる。
超音波洗浄器	超音波で付着した汚れを取り除くことができる。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等に使用する。
データロガー	複数か所の温度変化と時間経過を記録できる。
ガスクロマトグラフ質量分析装置	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析を行う。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体、液体の成分の特定に使用する。
熱重量示差熱分析装置	加熱による試料の重量変化等から燃焼性状等を測定できる。



デジタルマイクロスコープ



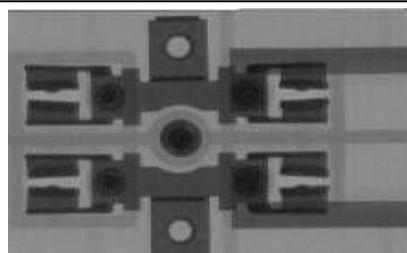
ガスクロマトグラフ質量分析装置

### ■ 機動鑑識車と積載機材（総務省消防庁無償貸付）

機器名	機能等
エックス線透過装置	破壊することなく対象物の内部の状態を把握することができる。
デジタルマイクロスコープ	5～200 倍まで拡大して撮影することができる。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定することができる。
データロガー	複数か所の温度変化と時間経過を記録することができる。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定することができる。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することができる。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ対象物を切断することができる。
レーザー距離計	直線距離を遠隔測定することができる。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定することができる。



機動鑑識車



X線透過装置により撮影した物品



# 危険物

## 危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび事故や災害が発生した場合には、市民生活に与える影響は大きく、被害が甚大となります。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう指導を行っています。

### ■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

### ■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約 6 割を占めていることから、随時、立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

### ■ 少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。また、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前の届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

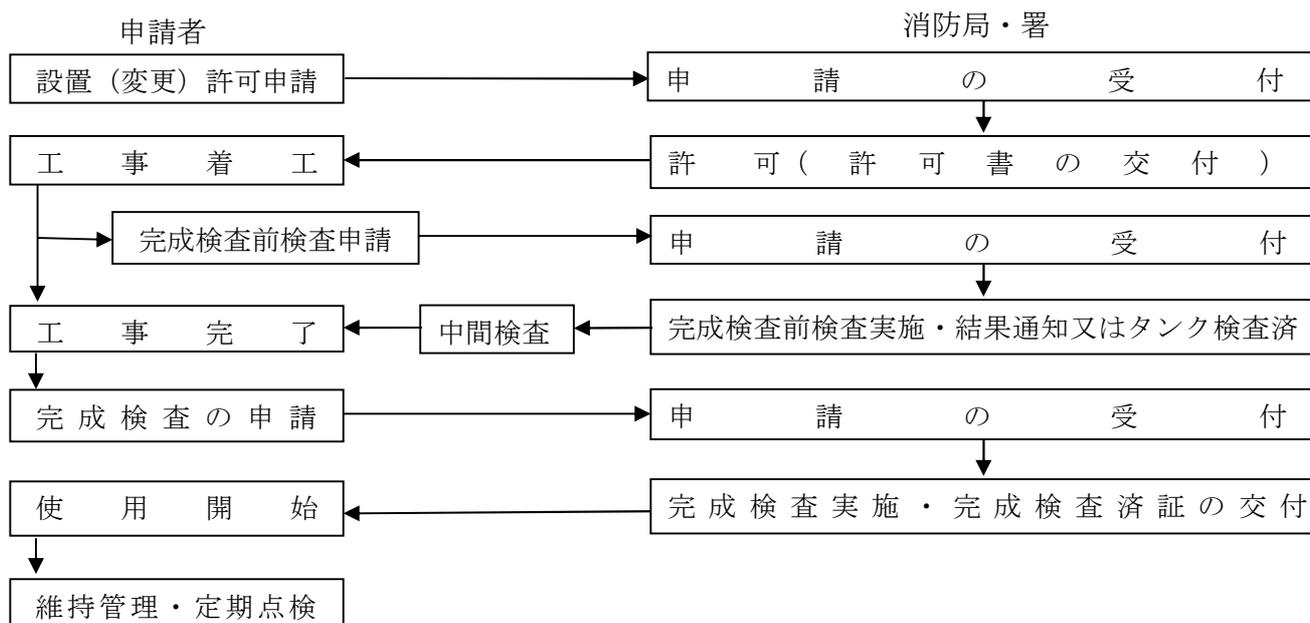
### ■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

### ■ 給油取扱所及び容器入りガソリンを販売する店舗に対する指導

令和 3 年 12 月に発生した大阪市北区の雑居ビル火災を受けて、市内の関係団体及び給油取扱所に対してガソリンの容器詰め替え販売時に改めて、本人確認等の徹底を指導するとともに、容器入りガソリンを販売する店舗に対しても同様に指導しています。

## 危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

## 危険物安全週間

### ■ 危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、今から60年ほど前、昭和39年7月14日に東京都品川区で発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員18人、消防団員1人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など158人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。



勝島倉庫爆発火災現場<写真提供/東京消防庁消防博物館>

この災害を教訓に、危険物を取り扱っている事業所などに対して、危険物の自主保安管理の推進を呼び掛け、また、市民に対しては、危険物に関する意識の高揚・啓発を図るとともに、市民生活の安全を確保することを目的として、平成2年に自治省消防庁（現総務省消防庁）によって、「危険物安全週間」が制定されました。これは7月に発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災のよ

うに、気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）を「危険物安全週間」としました。

制定以来、毎年、危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

### ■ 危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、市民の生活にも深く浸透していることから、その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

### ■ 危険物安全週間の期間

毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）

## 令和4年度における危険物安全週間の取組

令和4年度は、6月5日から6月11日までの間、各行政区における危険物施設等で防火指導等を実施しました。

### ■ 重点推進項目

危険物の取扱いに係る安全対策の推進	地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行いました。
	適正な危険物の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制の確保により災害発生防止を図ることを目的とした査察、防火指導及び研修会等を実施しました。
危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化	危険物施設を有する事業所において、合同訓練等を実施し、緊急時における応急措置要領の確認その他の自主保安体制の強化を図りました。 合同訓練は3年ぶりに実施することができました。事業所における日ごろの訓練の成果もあり、円滑な訓練が実施されました。
危険物災害等に対する対応力の向上	第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている危険物施設を優先して調査しました。危険物に対して設置されている消火設備の確認及び活用方法の検討のほか、連携活動について協議することができ、効果的な事業所警防調査となりました。
	「危険物火災・流出事故初動措置マニュアル」、「夜間、休日等における危険物違反等対応マニュアル」等を活用した研修、図上訓練等を実施しました。研修を受けた職員により、消防課各部においてフィードバックされ、違反処理等の対応能力の向上を図ることができました。



左京消防署、京都府警及びバス事業者との合同訓練



危険物施設保有事業所への警防調査

## ■ 普及啓発

啓発用ポスターの掲出、報道機関等への情報提供、ホームページへの掲載等を実施しました。

危険物安全週間推進標語（令和4年度）	
全 国	「一連の 確かな所作で 無災害」 公募 11,008 作品の最優秀作



啓発用ポスター 村川 春圭 選手

## ■ 優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

例年、危険物安全週間に伴い実施される京都市危険物防災推進大会において表彰している「優良危険物取扱者消防局長表彰（各行政区1名）」については、京都市危険物安全協会70周年記念大会において消防局長から、受賞者に授与されました。



消防局長から受賞者に表彰状を授与

## 危険物施設等の火災状況（危険物に起因する火災）

発生年月	行政区	施設等区分	概要
平成 28 年 4 月	伏見区	製造所	製造所内で溶剤(危険物)を使用し、混合槽内を洗浄中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気が着火したもの。作業中の従業員 1 名が両下腿部に熱傷を負い、着衣の一部を焼損。
平成 29 年 11 月	北区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて、バイクに給油した際にガソリンをオーバーフローさせた。給油後セルフスタータースイッチを作動させたことによる電気スパーク等が可燃性蒸気に着火したもの。バイク1台焼損。
平成 30 年 2 月	南区	製造所	製造所内において洗浄作業で使用した溶剤(危険物)をドラム缶へ移し替え作業中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気に着火したもの。同ドラム缶内のキシレン焼失及び配線の一部焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械の排気ファンの配線が劣化し、短絡を起こしたことにより発生した火花が同ファン内部に付着した屑類に着火したもの。排気ファンの一部を焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械稼働中に発生した高温の切粉が、ダクトパイプ内に蓄積された切粉及び鉄粉等に着火したもの。ダクトパイプの一部及び集塵機の一部焼損。
令和元年 9 月	山科区	製造所	集塵機内で発生した静電気による火花が、フィルターに付着していた金属粉に着火したもの。集塵機1基及び内部の金属粉を焼失焼損したもの。
令和 2 年 10 月	南区	一般取扱所	金属加工設備から排出された高温の金属片が、作動油の溜まっていたピット内に落下し出火に至ったもの。同設備の一部焼損及び作動油約 200Lを焼失したもの。

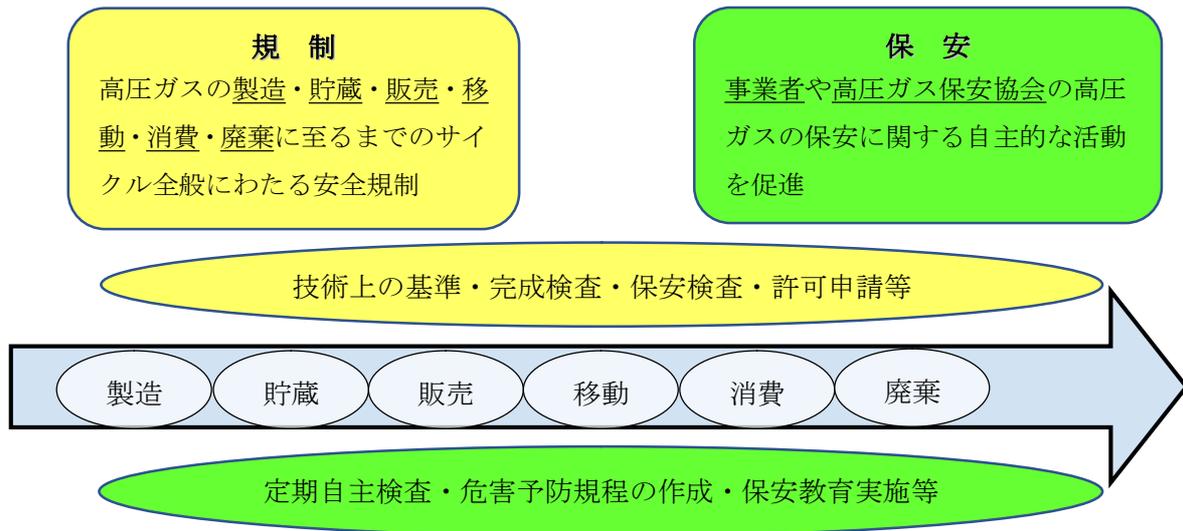


# 高圧ガスの保安

## 高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制を行うとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

### 【高圧ガス保安法の規制】



### ■ 高圧ガス施設の主な例

製造所	飲料製造工場（炭酸ガス）
	水素ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス
	冷媒ガス
	医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】  
病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発したものの

## 京都府知事からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 30 年度から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

### ■ 高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に審査や検査等の規制業務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可等に関する事務を行っています。

## ■ 完成検査・保安検査

高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や貯蔵施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

## ■ 製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査

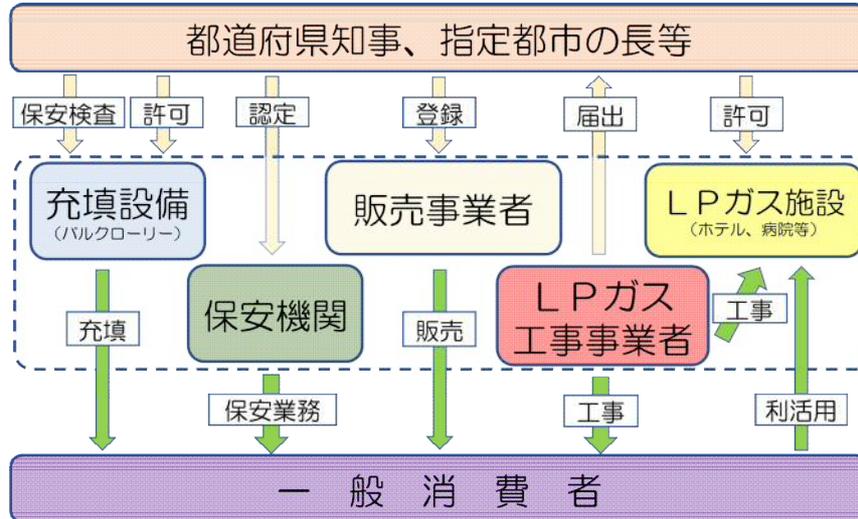
市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高圧ガスに関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、高圧ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。



# 液化石油ガスの保安

## 液化石油ガスの保安

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という。）は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、公共の福祉を増進することを目的とする法律です。



### ■ 液化石油ガス施設の主な例

名称	内容
販売事業者	ガス販売店、燃料店等 (LPガスの販売事業を行おうとする者)
保安機関	ガス販売店、燃料店等 (販売事業者と同一の場合が多い。) (LPガス関係設備等の保安業務を行おうとする者)
特定供給設備	ホテル、老人ホーム等 (一定数量以上のLPガスを貯蔵する容器又は貯槽を有する施設等)
充填設備	LPガスを貯槽等に充填するためのタンクローリー
特定液化石油ガス工事事業者	ガス施工事業者、建築設備工事事業者等 等



充填設備

### 京都府知事からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行により、液石法に基づく液化石油ガス販売事業の登録等の審査、検査等に係る事務に関する権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、令和5年4月1日から京都市消防局で液石法に関する事務を行っています。

### ■ 液石法に基づく登録、認定及び許認可

液石法に基づく申請等に伴う登録、認定及び許認可については、市内における液化石油ガス事

業者等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に審査や検査等の規制業務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可等に関する事務を行っています。

#### ■ 完成検査・保安検査

液石法では、一定数量以上の液化石油ガスの供給設備が設置された場合や充填設備を設置した場合には、それらが法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、液化石油ガスの充填設備は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

#### ■ 販売事業者、保安機関、貯蔵施設等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の液化石油ガスに関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、液化石油ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

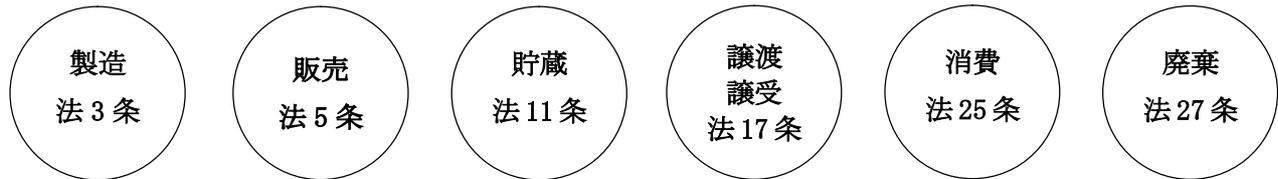
# 火薬類の取締り



## 火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に、市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

### 【火薬類取締法の規制】



火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

### ■ 火薬類の主な例

火 薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆 薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリット
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焰管・信号火せん
	煙火（花火）



### 【京都御所御苑内小御所火災】

昭和 29 年 8 月 16 日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

## 京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 29 年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

### ■ 火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可等に関する事務を行っています。

## ■ 完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

## ■ 火薬庫、販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。



## 住宅防火対策

### ■ 住宅用火災警報器の普及啓発

万一の火災に早く気づき、早く知らせるための「住宅用火災警報器」は、平成 18 年 6 月 1 日に新築住宅、平成 23 年 6 月 1 日からは既存の住宅を含む全ての住宅の寝室・階段（上階に寝室がある場合）・台所への設置が義務付けられています。

消防局では、設置率 100%を目指した未設置世帯への住宅用火災警報器の普及啓発を行うとともに、設置義務化から 10 年（交換の目安）が経過したことから、定期的な作動確認や本体の交換を啓発しています。



住宅用火災警報器  
設置啓発リーフレット



住宅用火災警報器設置啓発動画

<https://www.youtube.com/watch?v=4t73obU9H74&feature=>

### ■ 「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入

消防局では、平成 31 年 3 月 1 日から、一般社団法人 京都消防設備協会と連携した自主防災会を単位とした新たな住宅用火災警報器の購入方法「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入の取組を開始しました。

悪質訪問販売からの被害防止や取扱事業者とのスケールメリットを生かした交渉など、多くのメリットのある共同購入を促進するため、共同購入の意思がある自主防災会と取扱事業者を「消防局」と「一般社団法人 京都消防設備協会」がマッチングするとともに、住宅用火災警報器についての説明から取付け支援まで、消防職員が最大限サポートする仕組みです。

消防局では、共同購入をスムーズに進めていただくために手順を分かりやすく説明したガイドブックを作成し、市内全ての自主防災会に配布しました。



自主防災会のための「新・京都方式」  
住宅用火災警報器共同購入ガイド

<ホームページリンク>住宅用火災警報器の普及啓発について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html>

## 火災予防運動

消防局では、春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動や各種の防火運動を実施し、市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て、防火行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実施期間等
危険物安全週間	6月第2週（日～土）
夏の文化財防火運動	7月12日～7月18日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
年末防火運動	12月15日～12月31日
文化財防火運動	1月23日～1月29日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日

### ■ 秋の火災予防運動（令和4年11月9日～11月15日）

#### ● 重点推進事項

出火及び焼死者防止対策の推進	例年たばこによる火災の焼死者が多いことや、秋から冬にかけて暖房器具による火災が増加することから、具体的な予防対策を周知しました。
放火防止対策の推進	11月11日の放火火災予防デーを中心とし、駅やスーパー等の人通りの多い場所での効率的な啓発活動を実施しました。
火災傾向等を踏まえた出火防止対策の推進	コード及び電気機器の正しい取扱い並びに定期的な点検の推奨について啓発しました。
事業所の防火安全対策の推進	事業所における訓練や講習時だけでなく、査察時においても「火災から命を守る避難」の取組の推進を図りました。



【令和4年消防の図画】最優秀作品を用いたポスターを作成しました。

■ 年末防火運動（令和4年12月15日～12月31日）

● 重点推進事項

出火及び焼死者防止対策の推進	暖房器具（電気ストーブ）の正しい使用方法や、年末大掃除等の機会を捉えた火災予防について啓発活動を実施しました。
放火防止対策の推進	地域が実施する年末パトロール等の機会に、地域内に潜在する放火危険箇所を確認し、地域住民で情報共有する取組を推進しました。
事業所等の防火安全対策の推進	年末に慌ただしくなる事業所において、出火防止や「火災から命を守る避難の指針」について、パンフレットや動画を活用した研修会や訓練指導等を実施しました。



■ 春の火災予防運動（令和5年3月1日～3月7日）

● 重点推進事項

住宅防火対策及び焼死者防止対策の推進	近年、3月に住宅火災及び焼死者の発生が増加傾向にあることから、原因として多い暖房器具、こんろ等について機器の正しい使用方法等を周知しました。
放火防止対策の推進	例年、火災原因として最も多い放火は3月においても最も多い原因であり、放火を起こさせない、放火の被害にあっても命を守るためになにをするべきか等、具体的な対策を周知、指導しました。
乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進	空気の乾燥しやすい時季であることを踏まえ、たき火等の屋外における火気管理の徹底や、林野火災の防火啓発を関係機関と連携し実施しました。
事業所等の防火対策の推進	事業所の訓練指導時に「火災から命を守る避難の指針」の指導を実施しました。

無火災推進日の周知	昭和38年3月5日に制定した無火災推進日が、令和5年3月5日に60年を迎えることから、街頭広報及び巡回広報等により一層の周知を図りました。
他都市で発生した火災の類似火災予防対策	令和5年1月24日付け消防局長通知「高齢者、身体障害者等が居住する住宅への防火指導について」に基づき、高齢者、障害者等へ防火安全指導を実施しました。



京都女子大学デザイン研究所と共同し、ポスターを作成しました。

## 無火災推進日

京都市では、昭和38年3月5日から、毎月、5日、20日を無火災推進日と定め、市民の皆様には火の用心を呼び掛け、無火災都市の実現を目指しています。

令和5年3月5日に、制定60年を迎えたことから無火災推進日をより一層周知し、火災予防を呼び掛けるために、今後も啓発に力を注いでまいります。

### 【無火災推進日とは】

○京都市消防局では、昭和30年に火災件数が過去最多となったことを踏まえて全国初の「無火災都市」宣言を行いました。その後、各地域で行われていた防火デー等を統合して、昭和38年3月5日に毎月5日、20日を無火災推進日と決めました。

○5日・20日を無火災推進日と定めたのは、昭和31年に火災の分析を実施した結果、日ごとの火災が、5日に最も多く発生していることが分かったためです。さらに、その半月（15日）後の20日を追加し、定められました。

○無火災推進日を市民の皆様へ周知することにより、一人一人の自主的な防火の行動について啓発するとともに、自主防火の向上を図ることを目的としています。

○家庭内の火気使用器具等の点検、家の周りの可燃物の整理整頓、家庭での防火の話合いなどが無火災推進日に市民の方が取り組む内容として定められています。



無火災推進日懸垂幕

## 緊急防火点検

京都市では、社会的影響の大きな火災等が発生した場合や、市内で火災が多発した場合に、毎年実施している火災予防運動とは別に、緊急の防火点検を実施しています。（令和4年度は2回実施）  
また、各消防署においても、独自に緊急出火防止の取組を実施しています。

### ■ 市内一斉に実施した緊急防火点検

期間	重点取組事項
令和4年 8月12日	○北九州市大規模火災を受けた防火対策の徹底について（通知） 令和4年4月19日及び同年8月10日北九州市の旦過市場で発生した火災を受けて、商店街、京都遺産特定地域等の防火対象物に対して、防火対策の更なる徹底を図るように周知した。
令和5年 1月11日～ 1月22日	○焼死者防止対策の実施について 令和4年の年末から令和5年の年始にかけて、住宅火災で4名の死者が発生した。火災による死者は、高齢者であったことから、これらの火災の起因となった暖房器具、着衣着火等に関し、最終面談から1年以上が経過している高齢者世帯に対し、防火安全指導等を実施した。

## 放火火災防止の取組

令和4年に京都市で発生した放火（疑い含む）が原因となる火災は15件で、令和3年と比べ、14件減少し、過去5年で最小となりました。

### ■ 放火火災予防デーにおける一斉啓発

平成28年に、「放火火災の予防に関すること」を京都市火災予防条例に規定し条例の公布・施行日である11月11日を、「放火火災予防デー」とし、この日を中心に放火防止の啓発活動を行っています。



## たばこ火災防止の取組

令和4年に京都市でたばこが原因となる火災は27件発生（前年比1件増加）し、最も多い火災原因となりました。

京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導等の戸別訪問のほか、事業所査察や防火運動の機会を通じてたばこ火災防止の啓発を行っています。



25年前には「火源落下」と「捨場不適」の発生割合が6：4で火災が発生していましたが、過去3年間では、4：6へと変移、令和4年にあつては3：7となり、「捨場不適」の割合が高くなっています。（火源落下とは、たばこの火種が布団や座布団などの綿製品や畳の上に落下し出火することで、捨場不適とは、喫煙後の吸い殻を消火不十分の状態でごみ入れなどに捨てて出火することです。）

## 屋外イベント等における露店指導の状況

平成25年8月、福知山市で開催されていた花火大会で発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、京都市では火災予防条例を改正し、大規模な屋外での催しの主催者等に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど、露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。



(露店指導の様様)



(露店等開設講習に使用するテキスト)

# 在宅避難困難者の防火安全対策



## 在宅避難困難者の防火安全対策

市内全域で一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯が増加しているため、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では、高齢者や身体に障がいのある方のうち、火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方（在宅避難困難者）を対象とした防火安全対策を実施しています。

### ■ 防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、世帯構成や生活環境に合わせた防火指導又は助言を行っています。



防火安全指導の様子（台所周りの点検）



防火安全指導で配布する  
出火防止リーフレット

#### ◆ 火災予防上の指導事項

- ・ 火気取扱器具の正しい取扱い
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 容易に避難できる場所での就寝
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり

### ■ 高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、「高齢者等のための安心アドバイザー研修」を実施しています。

高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、「防火・防災」、「家庭内での救急事故防止」に関する研修を受講していただき、高齢者宅等を訪問した際に、防火・防災・救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。



研修テキスト

（安心アドバイザーハンドブック）

## ■ 民間団体と連携した防火・防災対策

### ● 電気配線診断

電気使用安全月間（8月1日から同月31日まで）の取組の一環として、京都府電気工事工業組合が実施する「高齢者宅配線診断」に併せて、消防職員による防火安全指導を実施し、高齢者世帯等における防火及び安全の確保を図っています。

### ● 火災警報器点検

火災警報器（戸外ブザー有）が設置されている在宅避難困難者世帯を、消防職員と（一社）京都消防設備協会の会員事業所が訪問し、火災警報器の点検（小修理を含む。）に併せて消防職員による防火安全指導を実施しています。

### ● 訪問看護ステーションの看護師による住宅防火点検

平成29年9月14日に締結した「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」に基づき、（一社）京都府訪問看護ステーション協議会に加盟している事業所の訪問看護師の方に、高齢者等世帯への「住宅防火点検」にご協力いただいています。

## ■ 緊急通報システム（あんしんネット119）

消防局と保健福祉局が共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、ボタン一つで消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器（緊通連動住警器）を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。



緊急通報システム（本体）



緊通連動住警器



緊通連動住警器  
を紹介するパンフレット

## ■ 消防ファクシミリ

聴覚言語に障がいのある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。



## ■ NET119（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）

京都市消防局では、平成31年3月1日から聴覚言語障がい者等からの緊急通報への受信体制を強化するため、「NET119」（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）を導入しました。

音声での緊急通報が困難な方を対象とした通報の仕組みで、スマートフォン等を用いて、いつでも、全国どこからでも通報場所を管轄する消防に緊急通報することができます。



NET119の仕組み



NET119の通報画面

## ■ 「京都市版ヘルプカード」

高齢者や障がいをお持ちの方が、緊急時や災害時等に周囲の人に支援を求めるためのカードです。

カードに医療情報や緊急連絡先、障がい特性や緊急時・災害時の対処方法等を記載しておき、困ったときに周囲の人や救急隊などにカードを見せることで、必要な支援が受けやすくなります。

これまでお配りしていた「安心カード」と「ふれあい手帳」、そして「ヘルプマーク」の特徴を併せ持つカードです。

京都市版ヘルプカードを希望する方には、障害保健福祉推進室、市役所本庁舎案内所、各区役所・支所障害保健福祉課、京北出張所、地域リハビリテーション推進センターの窓口で配布しています。



※ 「安心カード」・「ふれあい手帳」の配布は終了していますが、お手持ちのものは継続してご使用いただけます。



京都市版ヘルプカードは、12面構成になっています。

利用方法を記載したチラシと一体型になっていますので、ヘルプカード部分を切り取り、必要な内容を記載してお使い下さい。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000260680.html>

# 自主防災組織の育成・市民防災指導



## 自主防災組織

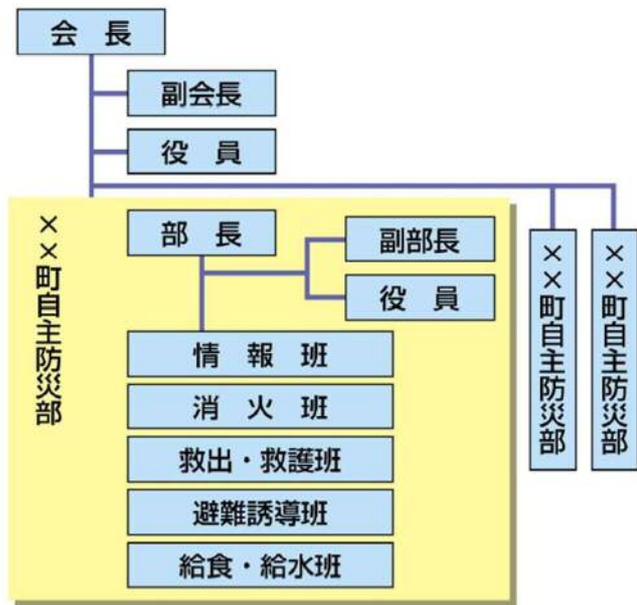
消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

大地震などの大規模な災害が発生したときに、これら災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆様による組織的な防災活動を行うことが大切です。

京都市では、昭和34年から昭和36年頃にかけて住民による防火の組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は、この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できるように発展させ、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部を結成しているものです。

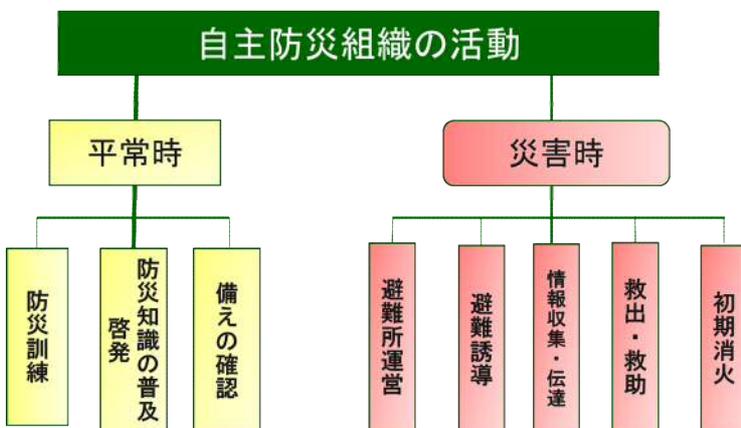
自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

〇〇学区自主防災会



## 自主防災会活動

自主防災会では、各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき、平常時は防災知識の普及啓発、地域の備え、防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。また、災害時は、避難所運営をはじめ、避難誘導、情報収集、救出など住民同士で地域の助け合う活動を実施します。



## 京都市自主防災会連絡会

行政区を超えた協力体制の構築や情報共有を図り、全市的な自主防災活動の更なる活性化を図ることを目的として各行政区の自主防災組織の代表者で構成される、京都市自主防災会連絡会が結成されました。(平成 30 年 7 月 2 日)

取組事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区連絡会等の活動に係る情報交換</li><li>・ 京都市全体に係る自主防災活動に関する課題の検討</li><li>・ 大規模災害時における支援及び協力に関する連携の推進</li><li>・ その他必要な事項</li></ul>

## 自主防災組織用器材の整備

京都市では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、早期に救出救護活動を実施するには、各種防災器材の整備が必要であることを踏まえ、全自主防災会に対して、救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
ボール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が 選択した器材	
シート	2		



救出救護用器材及び防災器材

## 事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は、自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成 10 年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性を生かした、事業所と自主防災会の連携を図る取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会が応援協定を締結し、連携が図られているものとして、事業所からは、防災活動の応援、防災活動（救出救護、消火、給食給水）用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などがあります。また、自主防災会からも小規模事業所に対する防災活動を支援する例があります。さらに、防災訓練や研修を通じて、締結内容がより実効性のあるものとするとともに、相互の信頼関係を構築されています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

## 防災行動マニュアルの運用

阪神・淡路大震災では、閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち、ほとんどの方がご近所の方に救出されました。また、地震による火災の被害を最小限にとどめたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起きたときに大きな力を発揮するには、家庭や地域のつながりが大切であることは東日本大震災でも明らかになっています。

大規模な災害時には自主防災会と自主防災部の連携した活動が大切であることから、自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルが平成 29 年度までに策定されました。平成 30 年度からは各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて検証、必要な見直しを行い、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進しています。



### 【防災行動マニュアル運用の流れ】



防災ワークショップ

## 自主防災部活動ファイル

「災害発生時」と災害に備える「平常時」の自主防災部における活動要領が記載されています。「災害発生時」には、被害状況・安否確認用地図により、地域の災害状況を把握し、自主防災部に情報を伝達する必要があります。自主防災部活動ファイル



項目	確認	担当者	日付
1. 自主防災部員名簿の更新状況			
2. 自主防災部員名簿の保管場所			
3. 自主防災部員名簿の更新時期			
4. 自主防災部員名簿の更新方法			
5. 自主防災部員名簿の更新回数			
6. 自主防災部員名簿の更新内容			
7. 自主防災部員名簿の更新時期			
8. 自主防災部員名簿の更新方法			
9. 自主防災部員名簿の更新回数			
10. 自主防災部員名簿の更新内容			

項目	実施日時	実施場所	実施内容	実施者	実施回数
1. 自主防災部員名簿の更新					
2. 自主防災部員名簿の保管					
3. 自主防災部員名簿の更新					
4. 自主防災部員名簿の更新					
5. 自主防災部員名簿の更新					
6. 自主防災部員名簿の更新					
7. 自主防災部員名簿の更新					
8. 自主防災部員名簿の更新					
9. 自主防災部員名簿の更新					
10. 自主防災部員名簿の更新					

の中に自主防災部長としての行動要領を記載した防災行動シートがあり、「地域の集合場所はどこか」、「安否確認用地図はあるか」、「緊急連絡体制や名簿は最新か」などがチェックできます。年度ごとに見直すなど、情報が古い場合は更新をお願いしています。

また、「平常時」における訓練メニューが記載されていますので、担当の消防職員にご相談いただき、年1回以上の訓練をお願いしています。

令和2年度からファイルの周知と運用を開始しました。

## 地域発災型訓練

地域発災型訓練とは、地域の方々に災害発生時の初動措置の重要性を理解していただくことと、地域の協力体制「共助」の構築を目的に実施しており、「シナリオのない防災訓練」と言われています。

地域の集合場所を起点とした、近隣住民による早期協力体制の立上げ及び初期消火の重要性の理解を深め、即時対応能力の向上を図るとともに、既存の自主防災部の防災行動マニュアルの見直しや策定を推進しています。



## 『1分』で分かる自主防災 ～BOSAI アニメ～

地震、水災害、土砂災害のほか、台風による強風被害など自然災害の怖さや、自助、共助をはじめとした防災活動や自然災害への備えの大切さを、アニメーションで分かりやすくお伝えしています。（1テーマ約1分の短編アニメーション動画、合計9テーマ）



- (1) 自主防災組織編
- (2) 防災意識編
- (3) 地震編（事前対策）
- (4) 地震編（災害対応）
- (5) ハザードマップ編
- (6) 警戒レベル編
- (7) 知識編（避難場所・避難所）
- (8) 台風・強風編（事前対策）
- (9) 地域の集合場所で行うこと編

## 防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち、火災や地震などの災害や家庭内の事故などに対し、適切に対応する知識や技術を身に付けていただき、災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織、事業所、ジュニア消防団、教育施設（未就学児施設を含む）、老人クラブ、その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に、防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において、あらゆる機会を通じて、消火器の取扱いや地震の体験、講習会などを開催し、火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

## 年代別防災指導カリキュラム

東日本大震災をはじめとする災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るための地域防災力の重要性が増えている一方で、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により、今後の地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難となっています。

そこで、地域防災活動の担い手となる幼少年の防災教育を充実させるため、年代に応じた防災指導カリキュラムを作成しました。このカリキュラムにより、系統立てた長期的な防災指導を実施し、いざというときに自ら考え命を守る行動をとるとともに、周りの人を助けることができる人づくりを推進していきます。



## 市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえるため、次の区分により表彰を行っています。

◇ **自主防災会等表彰**

自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

◇ **自主防災活動推進功労者表彰**

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ **防災功労者表彰**

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ **事業所表彰**

自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所



## 多言語防火防災パンフレット

消防局では、留学や就職等で市内に居住する外国人の方により安心して生活を送っていただけるよう、4か国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）で作成した『多言語防災パンフレット』を各区役所等を通じて配布しています。

### ■ 令和2年度にリニューアル

これまでは、「地震」と「119番通報要領」を記載したパンフレットでしたが、令和2年度から、更に「火災」「水害」「土砂災害」といった自然災害に対する備えや災害発生後の対応などの情報を追加し、内容を充実させました。

### ■ 切り取って使える「通報カード」付き

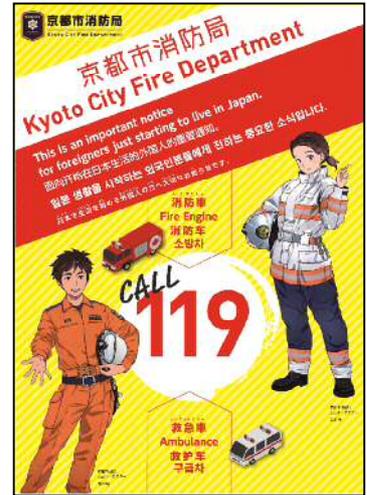
パンフレットには、切り取って使える、持ち運びに便利な「通報カード」が付いています。

このカードには緊急通報（「119番」及び「110番」）を依頼する内容を記載しており、周囲に提示することで、スムーズな緊急通報に役立ててもらうことができます。

切り取って使える通報カード

### ■ 活用方法

リニューアルした『多言語防火防災パンフレット』は、令和3年6月から、外国籍市民が利用する京都市国際交流会館や京都府国際センター等で配布しています。また、消防職員等が実施する外国籍の方を対象とした防火・防災研修の時の資料としても使用します。



## 多言語対応救急現場活動シート

消防局の救急隊は、現場活動において、外国人等日本語を理解できない傷病者への説明や情報収集に使用する翻訳ツールとして、「多言語対応救急現場活動シート」を使用しています。

### ■ 最もシンプルなコミュニケーションツール

病気や怪我で話しづらい傷病者と、指差しのみで素早くコミュニケーションを取ることができます。

### ■ 令和2年度に8か国語対応にバージョンアップ

平成15年度に4か国語版（英語・中国語簡体字・韓国朝鮮語・スペイン語）で運用を開始しましたが、訪日外国人観光客の増加に対応するため、令和2年度に内容・言語を刷新し、8か国語（4か国語+中国語繁体字・フランス語・イタリア語・ドイツ語）対応となり、8割以上の外国人傷病者（※京都市の外国人宿泊観光客統計から算出）に対応可能となりました。

共通シート			
京都市消防局 Kyoto City Fire Department			
1 私たちは京都市消防局の救急隊です。もう大丈夫、落ち着いてください。			
英語	We are the ambulance squad from Kyoto City Fire Department. Everything is going to be alright. Please sit still.		
中国語（簡体字）	我们是京都市消防局的急救队。您没事了，请坐好。		
中国語（繁体字）	我們是京都市消防局的救護人員。您已經沒事了，請坐好。		
ドイツ語	Wir sind die Rettungsdienst der Feuerwehr der Stadt Kyoto. Sie sind alle gut, bitte beruhigen Sie sich.		
スペイン語	Somos el equipo de emergencias del Departamento de Bomberos de Kyoto. No se preocupe, quedese tranquilo.		
フランス語	Nous sommes le service d'urgence du Département des pompiers de la ville de Kyoto. Veuillez rester calme, la situation est maintenant sous contrôle.		
イタリア語	Siamo l'equipaggio dell'ambulanza dei Vigili del Fuoco di Kyoto. Ora è al sicuro. Può essere tranquillo/s.		
2 あなたが理解できる言語を指差してください。			
英語	Point to a language you understand.		
中国語（簡体字）	請用您能理解的語言指。		
中国語（繁体字）	請用您能理解的語言指。		
ドイツ語	Bitte zeigen Sie mit dem Finger auf die Sprache, die Sie verstehen können.		
スペイン語	Indique el idioma que entiende.		
フランス語	Veuillez pointer du doigt le ou les langues(s) que vous comprenez.		
イタリア語	Quell lingua è in grado di comprendere? Lei indichi col dito.		
英語	中国語（繁体字）	中国語（简体字）	韓国・朝鮮語
English	繁體中文	簡體中文	한국어
ドイツ語	スペイン語	フランス語	イタリア語
Deutsch	Español	Français	Italiano



## KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

KYOTO IS A SAFE CITY MADE BY THE BONDS  
BETWEEN INDIVIDUALS AND BETWEEN PEOPLE  
IN THE COMMUNITY.

Homepage



X (旧Twitter)



Instagram



Facebook

